



令和8年度
舞台芸術等総合支援事業
(学校巡回公演)

実施団体募集要領

令和7年9月
独立行政法人日本芸術文化振興会

応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。
この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算
編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケ
ジュールの遅れが生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

目次

1. 事業概要	P.1~12
2. 応募要領	P.13~22
3. 採択を受けた場合の注意事項	P.23~26
4. 舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)に係る経費について	P.27~32
5. 出演希望調書(記入例)	P.33~56
6. Q&A	P.57~61

令和7年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)事務局

近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店内
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階

TEL : 0570-064-747

E-mail : j8-kodomogeijutsu@or.kntct.com

開局時間 : 10:00~17:00(平日)

事業専用ウェブサイト URL : <https://www.kodomogeijutsu.go.jp/> ホームページはこちら



1. 事業概要

- 【1】令和8年度舞台芸術総合支援事業(学校巡回公演)概要
- 【2】企画の区分
- 【3】企画の構成について
- 【4】巡回地域について
- 【5】対象分野・種目について
- 【6】実施の流れについて
- 【7】不正行為に係る処分

【1】令和8年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)概要

【事業の趣旨】

全国の小学校・中学校等においてトップレベルの文化芸術団体による巡回公演を行うことを通じて、将来を担うすべての子供たちの豊かな感性を育む場を作り、芸術鑑賞能力の向上を図るとともに、文化的な地域格差の解消を促進することを目的とした事業です。

【事業実施方法】

独立行政法人日本芸術文化振興会(以下、「振興会」という)の採択を受けた各分野(音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、メディア芸術)の団体が実施校において実演芸術の公演・メディア芸術の体験プログラムを実施します。また、公演とは別に、公演に関するワークショップを行います。ワークショップでは、公演の鑑賞や体験をより効果的なものとするため児童・生徒に対して鑑賞指導や実技指導、共演の練習等を行います。

■文化芸術団体によるワークショップ

公演や児童・生徒の体験をより効果的なものとするために、文化芸術団体のメンバーが原則事前に実施校に赴き、児童・生徒に対して鑑賞指導や実技指導を行います(メディア芸術におけるワークショップの実施時期については体験型プログラムの前後を問いません)。

ワークショップは、各企画の特色が出るように工夫するとともに、学校側のニーズも踏まえたものにします。各種目の特徴などを学びながら、実際に体験することを通じて、文化芸術の魅力を体感し、本公演・メインプログラムへの期待を高めます。

■優れた実演芸術の公演、メディア芸術におけるメインプログラム の実施

優れた実績を有する文化芸術団体を学校に派遣して実演芸術の公演又はメディア芸術の体験型プログラムを実施します。なお、児童・生徒に公演を鑑賞させるだけでなく、実演芸術においては、普段生活している学校を「舞台」に変え、児童・生徒の目の前で行う大迫力の公演によって心を奪われる体験を提供します。また、児童・生徒も公演に出演するなど、参加型の公演を行っており、学校と団体で「一度きりの公演」をつくります。

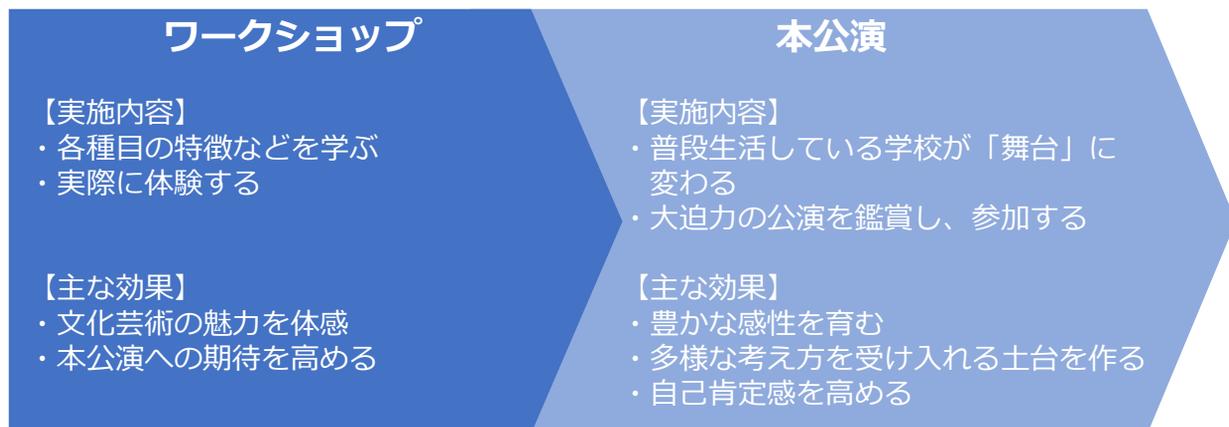
メディア芸術分野においては、児童・生徒が団体と協力して、世界に一つだけの作品をつくります。

本事業は、教育活動の一環として行われるものであることから、芸術性に富むものであることはもちろん、児童・生徒が興味をもって鑑賞できるものであることや、教育的効果が高いものであることが求められます。

※ 以下、メディア芸術分野において、実演芸術の本公演に相当する部分を「メインプログラム」という。

【1】令和8年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)概要

【実演芸術の実施内容及び想定される主な効果】



【対象】

小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校(小学部・中学部)、中等教育学校(前期課程)

※実施団体決定後、令和8年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)実施校の募集をします。

※実施校の採択においては、応募校のうち直近2年間採択のない学校を優先とします。

【実施期間】 ※実施期間は変更になることがあります。

(1)ワークショップ : 令和8年5月1日(金)から令和9年1月29日(金)まで

(2)本公演・

メインプログラム : 令和8年6月1日(月)から令和9年1月29日(金)まで

(3)事務手続き : 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

【本事業の位置づけ】

本事業は教育課程に位置付けて実施するものです(部活動やクラブ活動等での実施は対象外)。

【会場】

- ・会場は、原則として実施校の施設(体育館、音楽室など)とします。
- ・ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できる施設がない場合等には、文化施設等適切な施設で実施することが認められます。

※この場合の経費は、児童・生徒の移動費を除き、共催者の負担となります。

【その他団体に求めること】

- ・事故・ハラスメントへの対応として、安全管理体制を整え、ハラスメント対策やハラスメントに対する人的体制を整えていること
- ・ワークショップや本公演・メインプログラムにおいては児童・生徒等への不適切な言動等がなされないよう、団体内において、日々の教育や管理を行うよう留意すること

【2】企画の区分

企画の区分には「一般区分」と、離島・へき地等の地理的条件および学校設備条件に制約がある学校に対して質の高い多様な文化芸術を届けることを目的とした「特別エリア区分」があります。

一般区分・特別エリア区分共通

特定のブロックにおいて、実演芸術のワークショップ及び本公演を行っていただきます。メディア芸術分野においては、ワークショップ及びメインプログラムを実施していただきます。本公演実施期間は令和8年6月から令和9年1月までとし、原則、連続した日程で行うものとします。

	一般区分	特別エリア区分
巡回地域	A~Jブロック(7ページ)のうち特定のブロック	A~Jブロック(7ページ)のうち特定のブロックにて、離島・へき地等の学校を中心に巡回
質の要求	<ul style="list-style-type: none">単に鑑賞の機会を提供するだけでなく、子供たちにとって、文化芸術に親しみ、興味・関心を高め、より効果的な体験となるプログラムであること学校が教育課程内で取り入れやすいプログラムであること学校や教員側にとって過度な負担が生じないよう配慮されていること	
企画に求められる要件	<p>離島・へき地等での実施を目的として、特別エリア区分を設置しています。このため、荷物の運搬や移動、荷物の搬出入時間の制約、体育館の広さ等の条件的不利を抱える地域の巡回における課題解決策として、<u>装備・設置等における可動性の工夫や運搬費用効率化を図るとともに、一般区分の公演と同様に質の高い公演を届けられる工夫を求めます。</u></p> <p>(単に廉価な企画を求めるということではありません)</p> <ol style="list-style-type: none">① <u>ワークショップと本公演又はメインプログラムを同日内(午前と午後等)に実施する企画を推奨します。この場合、全体を通しての実施時間は6時間以内となるよう調整してください。</u>② <u>実演芸術の公演に当たっては、舞台美術の設置範囲について、フロアを使用する場合は100㎡(10m×10m程度)以内、体育館内の舞台上を使用する場合は奥行4m×間口8m以内で対応可能な規格としてください。</u>③ 一般区分に応募する企画の規模を単に縮小するのではなく、離島やへき地等、各地域の状況に応じて、柔軟に対応できるプログラムとしてください。 <p>【工夫の一例】</p> <ul style="list-style-type: none">• 舞台装置や演出等を工夫し、運搬の規模を最小限とする工夫• 少人数編成で対応ができる作品の選定 等	

【特別エリア区分設置の趣旨・目的】

- 本事業では、トップレベルの文化芸術団体による巡回公演を通じて、文化的な地域格差の解消を促進することを目的の一つとしています。特に、文化芸術を鑑賞・体験する機会が少ない、離島・へき地等に住む子供たちに質の高い芸術文化に触れる機会を提供することは、子供たちが多様な文化芸術の世界に出会う機会として重要な役割を担っています。

一方で、離島やへき地等にある学校では、地域的な制約等により、通常規模の公演をそのまま行うことが困難な場合があります。

このため、**地理的条件および学校設備条件に制約がある学校に対しても質の高い多様な文化芸術を届けることができるよう特別エリア区分を設置しています。**

【3】企画の構成について

① 公演実績のある演目(初演不可)、かつ、児童・生徒の鑑賞にふさわしい内容とします。

※学校公演実績があることを推奨します。

② 本公演は、児童・生徒が共演、参加又は体験できる形態を有するものとします。

③ ワークショップについては以下のとおりです。

●実施対象と時期：

- ・全ての分野においてワークショップを行ってください。
- ・ワークショップの実施時期は令和8年5月以降に行うものとします。

●実施タイミング：

- ・実演芸術：原則本公演の事前に実施してください。
- ・メディア芸術：メインプログラムの事前事後を問いません。
- ・本公演だけでなくワークショップも加味して実施可能時期を設定してください。

●実施回数と時間：

- ・実演芸術：原則1校当たり1回(概ね2時限分程度：80分～100分)
- ・メディア芸術：原則1校当たり2回(1回当たり概ね1時限：40分～50分×1回分)合計2時限分程度、又は2時限分を通して行う場合1回(80分～100分×1回)
- ・特別エリア区分については、ワークショップと本公演又はメインプログラムを同日内に実施する企画を推奨します(午前と午後等)。

※この場合、全体を通しての実施時間は6時間以内となるよう調整してください。

●指導体制：

- ・主指導者、補助者及びスタッフを含め6名以内とします。

●打ち合わせ・会場下見：

- ・本公演の事前打ち合わせ及び会場下見は原則としてワークショップ時に行ってください。
- ・ただし、メディア芸術分野においてメインプログラム後にワークショップを行う場合、または特別エリア区分においてワークショップを本公演当日に行う場合は、初回実施日以前に別途事前打ち合わせを行っても構いません。

※ワークショップと別の機会に事前打ち合わせ及び会場下見を行う場合、2名以内の派遣費のみ経費計上が認められます。

●人員計画について：

- ・近年、行程の途中で、メンバーの入替が多く発生している例が生じています。
- ・できる限り効率的かつ経済的に巡回できるよう人員計画を工夫してください。

【ワークショップの取組例】

実演芸術

本公演鑑賞に向けたオリエンテーション、本公演共演に向けた練習、実演体験等
※本公演共演等に向けた練習に終始した内容とならないよう御留意ください。
(児童・生徒の実施内容や当該効果については、[2ページ](#)を御確認ください)

メディア芸術

メインプログラム実施に当たってのオリエンテーション、メインプログラム終了後のディスカッション、成果発表等

【3】企画の構成について

④ 本公演・メインプログラムについては以下のとおりです。

●実施期間：

・令和8年6月から令和9年1月

●希望状況と公演数：

・各企画の公演数は各学校からの希望状況によって決定します。

・**実施を希望する学校が過少な場合は、公演の割当が少なくなる場合があります。**

※令和8年度分は、まずは各企画を第一希望とした学校を割当て、実施が難しい場合には、学校の希望順に沿って再度割当を打診する予定です。

●実施日程：

・本公演・メインプログラムは、できる限り複数の連続した日程で実施してください。

・「実施可能時期」は、採択決定後に具体的な実施可能日程を確認します。

・原則として、学校募集開始後に「実施可能時期」を変更することは認められません。

●公演回数：

・**本公演・メインプログラムの実施回数は、原則1校当たり1回です。**

●公演時間：

・概ね2時限分(80分～100分)以内を目安としてください。(実演芸術、メディア芸術ともに)

・実演芸術の仕込は学校とご相談の上、学校に負担がかからないスケジュールで行ってください。

※企画の実施内容が長時間となる場合、学校側での時間調整が困難になることから、学校から選択されにくくなる可能性がありますので御留意ください。

●実施内容の調整：

・教育的配慮により、表現等の一部や配布物の変更をお願いする場合があります。

●著作権：

・著作権等に関する権利者の許諾が必要な場合は、各団体で所定の手続きを行ってください。

●実施体制：

・実施体制は出演者(メディア芸術の場合は指導者)、スタッフで構成してください。

・**連続した公演日程(クール)においてはメンバーの入替が生じないよう工夫してください。**

●プログラムの提出：

・振興会等の校正を受けたプログラムを事業ホームページに掲出します。

※プログラムは、**実施校において本公演等の前までに必ず児童・生徒へ配布・配信いただくこととしますが、印刷物、児童・生徒用のタブレットへの配信等、当該方法は各実施校においてより良い方法を選択いただきます。**

※印刷物で配布する場合は、原則実施校が行うこととします(写真等を掲載する場合は、実施校において白黒印刷することも考慮してください)。

※団体の企画によって、プログラムに歌唱する歌の歌詞が記載されている場合等、本公演中の持ち込みが必須となる際は、団体から実施校に依頼をしてください。

【4】巡回地域について

- 一般区分・特別エリア区分ともに、以下のブロックより**原則1ブロックを巡回していただきます。**
- ※ブロック内の種目のバランス等を鑑み、複数のブロックの巡回をお願いする場合があります。
- ※巡回地域は、希望のブロックを3つまでお伺いしますが、必ずしも希望したブロックに割当てられるわけではありません。また、割当後の巡回地域の変更は認められません。

都道府県・政令指定都市	ブロック
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、札幌市、仙台市	Aブロック
山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、さいたま市	Bブロック
茨城県、千葉県、東京都、山梨県、千葉市	Cブロック
神奈川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市	Dブロック
新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、新潟市、京都市	Eブロック
三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、大阪市、堺市	Fブロック
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、広島市、岡山市	Gブロック
兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、神戸市	Hブロック
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、福岡市、北九州市、熊本市	Iブロック
大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	Jブロック

- ※ただし、本事業におけるこれまでの巡回実績や評価、また各団体の希望状況等により、希望されたブロック以外の地域への巡回へ御協力いただく場合があります。
- ※希望するブロック欄に漏れがあった場合は、任意のブロックに振り分けますので留意してください。
- ※学校の応募状況等により、追加調整の際、割当てられたブロック以外の地域への巡回をお願いする場合があります。

【5】対象分野・種目について

分野・種目は、次のとおりです。

- ※実演芸術の種目において、少人数編成(例：オーケストラ等であれば室内楽やジャズ等のアンサンブル、演劇であれば2人芝居等)の公演も対象とします。

分野		種目
実演芸術	音楽	合唱、オーケストラ等、音楽劇
	演劇	演劇、人形劇、ミュージカル
	舞踊	バレエ、現代舞踊
	伝統芸能	歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃等、邦楽、邦舞、演芸
メディア芸術	メディア芸術	映像、メディアアート等

【6】実施の流れについて

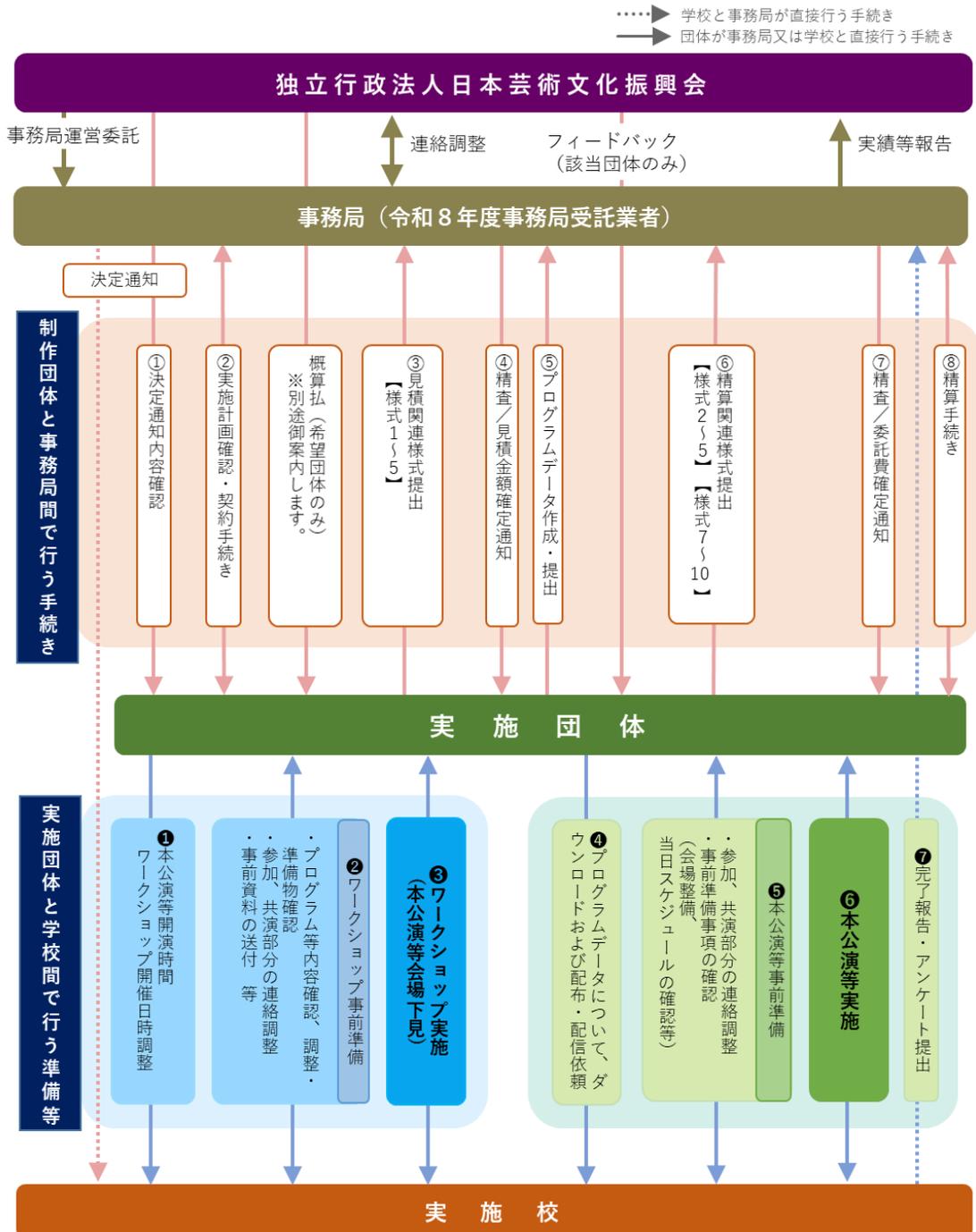
① 実施の流れ(下図)

- ・ 事業実施の流れは概ね次のとおりです。
- ・ 詳細については、「令和7年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)実施の手引き(制作団体用)」を参考としてください。

※ただし、手続きの詳細は、今後変更となる場合があります。

(参考)令和7年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)実施の手引き(制作団体用)

https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r7/dl/junkai/seisaku/r7_junkai_tebiki_n_dantai.pdf



※ 合同開催や文化施設等での実施に際し、児童・生徒が会場へ移動するための交通費を請求する場合、申請及び請求手続きは、実施校側で行う必要があります。申請方法は「実施の手引き(実施校用)」に記載しておりますので、その旨を実施校へお伝えくださるようお願いいたします。

【6】実施の流れについて

② 採択決定後に対応が必要な業務

※以下、応募及び契約等の主体となる団体を「制作団体」、実演を行う団体を「公演団体」、これらを合わせて「実施団体」といいます。

●令和7年度中に対応が必要なこと：

- ・実施校募集に向けた資料の作成や確認
※企画紹介ページ(ホームページ上に公開)の写真選定を含む確認作業等
- ・実施校調整における実施条件確認等の対応
※決定通知発出前(令和7年度内)に、令和8年度の実施へ向けた準備作業として実施

●令和8年度中に対応が必要なこと：

- ・契約手続き及び派遣費を含む見積関連様式の提出
※事務局(令和8年度事務局受託業者)と制作団体において再委託契約を締結します。
※契約の締結に当たっては、採択を受けた企画提案内容を前提とし、
振興会/事務局/制作団体間において実施計画内容の確認を行います。
- ・実施決定校との連絡調整(実施へ向けた準備)
- ・事務局からの進捗確認等への対応
- ・ワークショップの実施及び本公演又はメインプログラム会場の下見
- ・プログラムの作成・提出、修正対応、プログラムデータのダウンロードや配布・配信について
実施校へ依頼
- ・本公演又はメインプログラムの実施
- ・各種報告書、精算関連様式の提出、及び精算手続き
※令和8年度より、各団体より精算時に実施報告書を提出いただきます。提出方法は「令和8年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)実施の手引き(制作団体用)」にて別途定めます。
- ・本事業全体会議への参加

③ 経費について

●事業費について：

- ・内容に即した適正な水準の事業費で応募してください。限られた予算内での実施となるため、
団体におかれましては各業者等へ発注の際に積極的な交渉を行ってください。

●金額の調整：

- ・内容に即した事業費であるか疑義が生じた場合は、応募された企画が採択となる場合においても、
金額を調整いただくことを条件とする場合があります。

●経費の取扱い：

- ・計上が認められる経費は、[28ページ](#)に記載している業務に直接要する経費とします。
- ・制作団体から支出される経費のみとし、支払はやむを得ない場合を除き、銀行振込とします。

●適切な経費計上：

- ・実施は委託契約を予定します。経費予定額は必ず見積書・料金表(本要領の定める単価に依らない
賃金・謝金は団体規定があることを前提とする)等に基づき、適切に金額を計上してください。

【6】実施の流れについて

- 経費算出根拠資料の準備：
 - ・採択となった場合は、適切な経費計上が行われているかを確認した上で、契約を行いますので、採択通知受取後速やかに算出根拠書類等を提出できるよう事前に準備してください。
- 派遣費について：
 - ・派遣費(旅費や道具の運搬費用)については、実施校が決定した後に、見積書提出段階で別途積算をしていただきますので、応募段階では、派遣費は含めずに計上してください。
 - ※ただし、荷積み・荷降ろしに係る舞台費(舞台スタッフ費)等、派遣先(実施校所在地)にかかわらず必ず発生することが見込まれ、かつ、これにより単価が変動しない経費については、応募段階で計上してください。

④ 実施完了後に提出する書類について

- 公演完了報告書、精算報告書、各支出項目に対しての領収書(写)等
 - ※提出期限：全公演終了後30日以内又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日(厳守)

⑤ 委託費の支払について

- 本事業は委託事業となります。ワークショップ及び全ての本公演・メインプログラム終了後に、精算報告書等を御提出いただきます。これらの書類の確認終了後に、請求書を御提出いただき、委託費を支払います。**委託費は国費(税金)ですので、各種請求書及び銀行振込の写し等、支払の事実が証明できるものがが必要です。**
- 当該事業の限られた予算の範囲内で支払いますので、契約(派遣費を含む見積書提出)段階から経費については精査し、予算上の上限金額の範囲内で委託費確定額を決定します。
- 委託費確定額は本事業の規定に沿って決定するため、各団体の規定に沿えない場合があります。
- 支払に関する手続きについては、「令和7年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)実施の手引き(制作団体用)」を参考資料として御覧ください。

(参考)令和7年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)実施の手引き(制作団体用)

https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r7/dl/junkai/seisaku/r7_junkai_tebiki_n_dantai.pdf

⑥ 公演調査について

- 採択となった企画については、審査に関わった委員や振興会のプログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)、職員等が公演調査を行う場合があります。
 - なお、公演調査に係るフィードバックは年度末に文書にて伝達いたしますのでお待ちください。

⑦ 完了検査等について

- 事業終了後の実地検査：
 - 事業終了後、振興会又は事業の委託先の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地の検査をする場合があります。

【6】実施の流れについて

- 会計実地検査：
 - ・本事業は会計検査院による会計実地検査の対象であり、会計検査院から指示のあった場合には、実地検査を受検する義務があります。
- 不適切な処理があった場合：
 - ・上記検査で不適切な処理が明らかになった場合は、既に支払った委託費を国庫に返納いただく場合がありますので、適切な事業実施に努めてください。

【7】不正行為に係る処分

経費の虚偽申請や過大請求等による委託経費の受給等、不正行為を行った場合には、採択の取消、委託経費の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正行為の公表、委託経費の支払停止措置を行う場合があります。

また、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日付け文化庁長官決定）に基づき、文化庁が芸術活動への支援等のために公募を行う事業への応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日

文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

加えて、平成23年度には、文化庁が設置した「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討会」において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を取りまとめております。本事業に係る委託経費についても、この「まとめ」に従い適正に管理する必要があります。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」掲出先URL

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf

【MEMO】

2. 応募要領

- 【1】 応募主体(制作団体)が満たすべき要件について
- 【2】 併願について
- 【3】 応募企画数について
- 【4】 応募時に提出が必要な書類
- 【5】 提出期限及び提出先
- 【6】 審査について
- 【7】 審査結果について
- 【8】 応募に関するお問い合わせ先
- 【9】 応募に当たっての留意事項
- 【10】 ガバナンス、ハラスメント対策について

【1】応募主体(制作団体)が満たすべき要件について

我が国の文化芸術団体で、その文化芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性があり、次の①～④のいずれかに該当する団体であること。

- ① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
- ② 特定非営利活動法人
- ③ 上記①②以外の法人格を有し、原則として自ら一定数以上の実演家を擁する団体
- ④ 法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体
 - ア. 主たる構成員が芸術家又は文化芸術団体であること
 - イ. 定款、寄附行為に類する規約等を有すること
 - ウ. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - エ. 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - オ. 財務諸表を作成していること
 - カ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること

※その他、**相当の公演実績を有することが必要**です。

【2】併願について

- ・一般区分に応募する企画(同一企画)を特別エリア区分に応募することは認められません。
- ・特別エリア区分に応募する企画については、様式No.1～5、7、8に加え、様式No.6を作成してください。

【3】応募企画数について

- 応募可能数：
 - ・1団体当たり、**各区分につき2企画まで**応募可とします。
(一般区分と特別エリア区分にそれぞれ応募する場合、提案できる企画数は2企画ずつ、最大4企画まで)
- 審査方法：
 - ・審査は企画ごとに行います。
- 複数企画の採択数：
 - ・採択は原則として1団体当たり各区分につき1企画までとします。
- 複数企画採択時の対応：
 - ・複数の企画が採択された場合、別々の地域での実施をお願いすることがあります。

【4】応募時に提出が必要な書類

応募時に提出が必要な書類は次のとおりです。

	提出書類			提出方法
① 必須	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)出演希望調書 			データ送信 (Excel及びPDF)
	提出が必要な様式			
	分野 区分	実演芸術分野	メディア芸術分野	
	一般区分	・No.1～5、7、8	・No.1、3～5、7、8	
特別エリア 区分	・No.1～5、6、7、8	・No.1、3～5、6、7、8		
② 必須	<ul style="list-style-type: none"> 制作団体の定款、寄附行為又はこれらに類する規約の写し 制作団体の直近1期分の財務諸表の写し (貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類) <p>※ 以上2点は舞台芸術等総合支援事業(公演創造活動)の令和7年度採択団体は提出不要とします。</p>			データ送信 (PDF)
③ 任意	<ul style="list-style-type: none"> 公演演目の動画資料 <p>※ 審査及び実施校募集時に参考とする場合がございます。できる限り簡潔な内容としてください。また動画以外の資料のアップロードは認めません。</p> <p>※ WEB上に公開している動画を閲覧する際に、パスワードを設定している場合はパスワードもお知らせください。</p>			任意のクラウドストレージ等へアップロードの上、「様式No.1」内の指定箇所へURLを記載のこと

応募時に提出が必要な書類のファイル名ルールは次のとおりです。

提出資料	ファイル名	備考
出演希望調書	制作団体名_出演希望調書	ファイルが複数に分かれる場合は、ファイル名の後ろに『①,②…』と記載してください。
定款	制作団体名_定款	
財務諸表	制作団体名_財務諸表	

【4】応募時に提出が必要な書類

応募時に提出が必要な書類の注意事項は下記のとおりです。

(注1) **応募企画が採択された場合は、応募書類として提出された資料のうち、次の書類を本事業専用ウェブサイト上に開示し、実施校の募集を行います。**様式及び別添資料内に使用するコンテンツ(画像等)については、必ず、各権利者に使用・開示の許諾が取れているものとしてください。また、**企画の説明については、学校側においても、分かりやすい表現としてください。**

【実施校募集時に公開する書類】

- ・ 出演希望調書No. 1～No. 5(特別エリア区分についてはNo. 1～No. 6)(PDF形式)
 - ・ 様式内に指定のある別添資料
- (ただし、他公演のチラシについては、実施校募集時には開示できません)

(注2) ①出演希望調書No. 1～No. 6及び係属する別添とNo. 7、8はそれぞれ一つのファイルにまとめてください。**審査時及び学校募集時は、提出されたPDFデータを使用します。事務局での文字切れチェック及び修正等を行いません。提出前に必ず確認してください。**

(注3) 同一の制作団体が複数の企画を応募する場合、②はいずれかの企画のみの添付としていただいで構いません。応募時にどの企画に添付したのかを必ず明記してください。

(注4) システムより応募とするため、**郵送及びメールでの応募は受け付けません。**

(注5) ①～③の応募書類のファイルサイズは各10MBまでとしてください。

【5】提出期限及び提出先

応募受付期間

令和7年9月8日(月)～令和7年10月3日(金)23時59分 ※厳守



データの提出先

<https://knt-ntj.form.kintoneapp.com/public/r8-junkai-appearance>

※ 上記システムより、応募書類を登録してください。

※ 上記期間外のお応募は認められません。

※ システム利用方法については、専用ウェブサイトよりマニュアルを取得の上、参照してください。

※ **いかなる理由でも上記期限に間に合わない応募は受理いたしませんので、あらかじめ御了承ください。**

※ 応募期間内の応募書類の差し替えは認められません。

【6】審査について

①審査方法：

審査は次の分野ごとに行います。

【音楽】合唱、オーケストラ等、音楽劇

【演劇】演劇、人形劇、ミュージカル

【舞踊】バレエ、現代舞踊

【伝統芸能】歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃等、邦楽、邦舞、演芸

【メディア芸術】映像、メディアアート等

②審査事項：

出演希望調書の内容や実績を総合的に評価して採択団体を決定しますが、特に以下の観点から審査を行います。

【一般区分・特別エリア区分共通】

- ・実施体制が整っているか。
- ・高い教育効果を見込むことができる優れた企画内容の本公演・メインプログラムであるか。
- ・高い教育効果を見込むことができる優れた企画内容のワークショップであるか。
- ・内容に即した適正水準の事業費であるか(内容に比して低廉な価格の企画を高く評価します)。
- ・団体を構成するスタッフ・キャスト等に当該分野について高い専門性があるか。

【特別エリア区分】

- ・特別エリア区分業務の内容を理解し、内容や実施体制が十分に検討されているか。

【7】審査結果について

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、応募のあった団体に対し、令和7年11月頃にメールでお知らせする予定です。応募団体から電話によるお問い合わせがありますが、電話によるお問い合わせには応じることができません。

※ 出演希望調書No. 1に記載いただいたメールアドレスへ結果を通知します。

【8】応募に関するお問い合わせ先

舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)事務局

TEL : 0570-064-747

E-mail : j8-kodomogeijutsu@or.kntct.com

※ 開局時間 : 10:00~17:00(平日)

※ 電話でのお問い合わせが一時的に集中する可能性がありますので、**メールでのお問い合わせに御協力ください。**

【9】応募に当たっての留意事項

①プログラム内容の変更 :

- ・ワークショップ及び本公演・メインプログラムの内容は、採否を決定する重要な審査事項です。
- ・原則として**採択後に変更することは認められません。**

②特別支援学校での実績 :

- ・特別支援学校における公演実績等があれば記載してください。

③会場条件と資料の提出 :

- ・「出演希望調書No. 2、No. 3-②」内の「公演に係るビジュアルイメージ」へ添付する「舞台の規模や演出がわかる写真」については、**舞台の設置規模や体育館での設置イメージが分かる写真を1枚以上用いてください**(簡易図面等でも結構です)。

④未確定事項の記載 :

- ・「出演希望調書No. 2、No. 3-②」内「本公演演目」「出演者」「演目の芸術上の中核となる者の個人略歴」について、**未確定の箇所がある場合は状況を記入してください**(交渉中、予定等)。
※採択後の出演者の変更は原則として認められません。

⑤児童・生徒の参加 :

- ・本事業における児童・生徒の「参加・体験」については、必ずしも舞台上での児童・生徒の出演、共演を必須要件とはしていません。

ただし、本公演・メインプログラムの実施については、以下2点の対応が求められます。

- 児童・生徒に公演を鑑賞させるだけでなく、**文化芸術団体との共演や体験により児童・生徒が参加できるよう工夫されたものであること**
- 芸術性に富むものであることはもちろん、**児童・生徒が興味をもって鑑賞できるものであることや、教育的効果が高いものであること**

【9】応募に当たっての留意事項

⑥費用明細について：

- ・「出演希望調書No.7-①、②(費用明細)」については、審査事項「内容に即した適正な水準の事業費であるか。」に係る項目となりますので、詳細に記入してください。
- ・費用は採否を決定する重要な審査事項であるため、**原則として採択後に増額することは認められません。**
- ・限られた予算の範囲内で、より多くの子供たちに優れた芸術が届けられるよう、**事業趣旨に即した適正な価格での見積金額としてください。**
- ・採択された企画であっても、**実施費用については調整していただくことがあります。**また、採択された場合にすべての費用が認められているということではありませんので、御了承ください。
※「出演希望調書No.7-①、②」は、事業専用ウェブサイトの開示されません。

⑦経費の記載方法：

- ・「出演希望調書No.7-①、②(費用明細)」については、出演費～ワークショップ指導料の項目へ、10校の実施を行う場合に、その10校すべてについて必ず発生する経費を記入してください。
- ・**実施校の状況等によって発生する可能性がある経費は、項目「その他経費」に記入してください。**
- ・「その他経費」内に記載された費用の計上の可否については、実施校の決定後、見積時に対象校の状況を踏まえて判断します。

⑧ブロック・体制の申告：

- ・「出演希望調書No.8」については、希望のブロックを3つまで記入してください。
- ・実施体制、組織運営等に関しても申告してください。
※「出演希望調書No.8」は、事業専用ウェブサイトの開示されません。

⑨消費税の取扱い：

- ・委託業務は、「役務の提供」(消費税法第2条第1項第12号)に該当するため、**原則として業務経費の全体が課税対象となります。**
- ・課税事業者、簡易課税事業者の場合には、**経費の積算において、消費税込の金額を記入してください**(文化庁が定めた単価の経費を除く)。

⑩実施可能時期：

- ・巡回が可能な具体的な日程については、採択決定後に改めて確認いたします。
- ・原則として、応募時に提示した実施可能日数を採否決定後に著しく減らすことは認められません。

⑪別添の使用方法：

- ・出演希望調書内の項目は**簡潔に記載してください。**
- ・出演希望調書内に収まらない内容がある場合、様式「別添」へ記載してください。その際、**様式内の「別添」のプルダウンより「あり」を選択し、様式「別添」内の「リンク先」のプルダウンより同一の資料名を選択してください。**
- ・別添は**簡潔な内容にまとめてください。**

舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)では、法令において事業主に対し課されている**出演者等の労働者との適切な契約やハラスメントへの対策に関する体制整備等**の義務事項の遵守については、団体審査における重要事項としております。

そのため、団体で取り組んでおられる内容については、出演希望調書No.8「7. ハラスメント(パワーハラスメント・セクシュアルハラスメントなど)・事故への対応」に具体的に記載してください。なお、虚偽の申告があった場合は、本募集要領[11ページ](#)「【7】不正行為に係る処分」に基づき、次年度以降の応募制限等の措置を行う可能性がございますので御注意ください。

各団体におかれては、法令の制定に伴い、適切に対応されていると思いますが、あらためて義務事項を御確認いただき、組織内の整備状況の把握、改善を図ってください。

【事業主に対して課されている義務事項例】

●雇用関係が成立している者との関係

- ・労働契約の締結に際し、本人の希望がある場合を除き、重要な労働条件（労働契約の期間、契約更新基準等、従事内容、賃金、退職に関する事項）を書面にて交付する。
- ・就業規則を明文化する。

●フリーランス・事業者との関係

- ・書面等による取引条件の明示
- ・報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ・禁止行為
- ・募集情報の的確表示
- ・育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ・ハラスメント対策に係る体制整備
- ・中途解除等の事前予告・理由開示

●ハラスメント対策に係る体制整備(フリーランス含む)

- ・ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・業務委託におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ・相談者等のプライバシー保護
- ・相談したこと等を理由に契約解除などの不利益な取扱いをされない旨を定め、周知・啓発すること。

【事業者規模により一部努力義務】

●公益通報者保護法

- ・窓口設置、「従事者」の指定、内部規程の策定等

(公益通報者保護法に基づく指針)

- ・公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に係る者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる。

【参考1】関係法令

- ・ [労働基準法](#)（昭和二十二年第四十九号）
- ・ [労働施策総合推進法](#)（昭和四十一年法律第百三十二号）
- ・ [男女雇用機会均等法](#)（昭和四十七年法律第百十三号）
- ・ [育児・介護休業法](#)（平成三年法律第七十六号）
- ・ [特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律](#)（令和五年法律第二十五号）
- ・ [公益通報者保護法](#)（平成十六年法律第百二十二号）

【参考2】関係法令の所管省庁HPに掲載された解説資料等

[文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）（R6.10.29改訂）](#)

[ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化等法](#)

[事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して 雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）【令和2年6月1日適用】](#)

[職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主が雇用管理上講ずべき措置](#)

[育児・介護休業法 改正ポイントのご案内](#)

[公益通報者保護法に基づく指針](#)

【MEMO】

3. 採択を受けた場合の注意事項

- 【1】 事業の中止・変更について**
- 【2】 提出期限について**
- 【3】 経費に関する注意事項**

【1】事業の中止・変更について

- この募集は、**事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。**
- 予算編成等の状況によっては、**事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。**

【参考：今後のスケジュール】

実施団体の募集	令和7年9月8日～10月3日
審査・採択	令和7年10月～11月
実施校募集準備	令和7年11月
実施校募集	令和7年12月～令和8年1月
実施に当たっての調整、 事務局・団体等からの事前確認等	令和8年2月～3月
実施校決定	令和8年4月
契約手続き	令和8年4月(決定通知)以降
ワークショップ開始	令和8年5月以降
巡回公演開始	令和8年6月以降

※スケジュールはあくまで予定であり、変更となる場合があります。

【2】提出期限について

事業の実施に当たっては、「実施の手引き(制作団体用)」に基づき、令和8年4月以降、各種手続きを進めていただきます。実施計画書、見積関連様式、精算関連様式等、また公演プログラムの作成・提出を求めますので、提出期限は必ず守ってください。

- 公演完了報告書、精算報告書及び関連書類の提出：全公演終了後30日以内
又は令和9年2月26日(金)いずれか早い日(厳守)
- プログラムの提出期限：本公演開始3週間前(厳守)

【3】経費に関する注意事項

① 公演費

- ・出演希望調書に計上された公演費用については、採択後に調整いただくことがあります。採択時に計上しているすべての費用の計上が認められるということではありません。

② 派遣費

● 巡回地域の割当：

- ・採択の決定後に、巡回する地域を割当てます。巡回地域は、希望のブロックを3つまでお伺いしますが、**必ずしも希望したブロックに割当てられるわけではありません**(※割当は原則1つのブロック)。実施校の確定後に、旅程及び旅費についての見積書を提出していただきます。

● 公共交通機関の利用：

- ・原則として公共交通機関を利用していただきます。

● 移動経路：

- ・移動経路は、公演実施予定日程に基づき、最も効率的かつ経済的なルートを選択するものとします。公共交通機関以外の移動方法を選択する場合は、見積書の精査時に他の移動方法との比較検討結果等の理由を確認した上で、計上の可否を判断します。

● 本事業外公演との移動：

- ・本事業以外の公演からの移動について、交通費の対象は、通常の行程をとった場合の金額を超えない範囲を対象とします。また、実施後に本事業以外の公演へ移動する場合、公演終了後に発生する旅費は原則対象となりません。

【MEMO】

4. 舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)に係る経費について

- 【1】 「舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)」計上費目一覧
- 【2】 公演費への計上が認められない経費
- 【3】 旅費基準表
- 【4】 <別表 I > 宿泊費基準額表

【1】「舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)」計上費目一覧

実演芸術分野			メディア芸術分野		
項目	費目		項目	費目	
出演費	出演料 演奏料 オーケストラ演奏料 コンサートマスター料 助演者出演料 解説料	指揮料 ソリスト出演料 合唱料 伴奏料 司会料	メインプログラムに係る人件費	エドューケーター人件費 講師料 監督料 スタッフ費 プロデューサー料 司会料	指導料 アシスタント料 助監督料 オペレーション費 アシスタントプロデューサー料
文芸費	演出料 脚本料 演出助手料 監修料 舞台監督料(公演日同行無) 舞台監督助手料(公演日同行無) 音響プラン(使用)料 著作権使用料 原作使用料 スライド使用料	照明プラン(使用)料 衣装プラン(使用)料 装置プラン(使用)料 台本作成料 舞台美術料 振付料 振付助手料 脚本使用料 原画使用料 ワークショップ教材料	文芸費	企画料 脚本料 原画使用料 原作使用料 プログラム設計料 設計料 デザイン費 システム使用料(実施期間のみ) ソフト使用料(実施期間のみ) 通信環境一時整備費(無線LAN等)	監修料 台本作成料 作品使用料 著作権使用料 プログラミング費 編集料 教材作成費
音楽費	写譜料 楽器借料 作詞料 訳詞料 音楽著作権料	楽譜借料 楽器使用料 作曲料 編曲料 調律料	借損料	美術使用料 映像機材使用費 照明機材使用費 通信機材借料	美術借損費 映像機材借損費 照明機材借損料
舞台費	大道具費 小道具費 人形損料 衣装費 床山費 照明費 効果費 装束損料 衣装メンテナンス費(※全公演終了後1回のみ)	履物費 履物損料 かつら費 メイク費 音響費 舞台スタッフ費 舞台監督料(公演日同行有) 舞台監督助手料(公演日同行有)	消耗品費	ワークショップ、メインプログラムで使用する資材に限り計上可 ※精算時は購入物品の購入日、品名、数量、単価、用途等の確認 必要です。	
ワークショップ費	※単価については変動する可能性があります。 ※実施(採択)校1校につき1回分まで計上可 ※主指導者1名、補助者5名/1回当たりまで計上可 主指導者(講師謝金)：1回 35,650円(税込) 補助者(指導・実技・実習謝金)：1時間当たり5,200円(税込) ※3時間まで		ワークショップ費	※実施(採択)校1校につき2回分まで計上可 ※主指導者1名、補助者5名/1回当たりまで計上可 主指導者(講師謝金)：1回 35,650円(税込) 補助者(指導・実技・実習謝金)：1時間当たり5,200円(税込) ※3時間まで	
その他経費	上記の費目に含まれない経費で、費目の特殊性や、応募する企画の趣旨によりやむを得ず生じる経費について記載してください。計上の可否については、審査により判断しますので、結果通知後に、別途お知らせします。 例)電源車、発電機(必要なA(アンペア)が学校の平均的な電源容量を上回る場合)等				

※ 指定仕様でのプログラム作成(採択された場合は作成・提出必須)に関するデータ作成費用は、応募時の費用明細に計上不要です。なおプログラムは指定の仕様内をお願いするものであり、データ作成(デザイン)費用は、1種55,000円(税込)以内を想定しています。また、印刷は原則実施校側へお願いすることとなりますが、写真等を掲載する場合は、実施校において白黒印刷することも考慮してください。

プログラムとは別に、ワークショップ等において使用する教材等を作成する場合は、文芸費に計上してください。

【2】公演費への計上が認められない経費

- ・ 実施団体における稽古・指導に係る経費
- ・ 新しい製作物・演目を作成するための経費(児童・生徒との共演のために改変する場合を除く)
- ・ リハーサル・練習会場借損料
- ・ 舞台大道具・小道具・衣装等の製作費用・新規演目・プログラムの制作経費(児童・生徒との共演のために改変する場合を除く)
- ・ 食費(弁当・ケータリング、宿泊の際の朝食・夕食等)
- ・ 事務所維持費(生活雑貨、医薬品、光熱水料等含む)
- ・ 事務局職員給与
- ・ 印紙代、振込手数料
- ・ 楽器購入費、衣装購入費
- ・ 事務機器・事務用品等の購入・借用費
- ・ 電話代等の通信費、ホームページ運用費
- ・ 任意加入の保険料(旅行保険、レンタカーの免責補償等)
- ・ 旅費に係る手配等で発生した代理店手数料(企画料)
- ・ 団体資産となるもの(扇風機、サーキュレーター、加湿器等)
- ・ 予備費 等

下記の経費については共催者での負担となります。

- ・ 共催者負担経費
 - ・ 学校の施設設備の使用にかかる経費：光熱水料、灯油代、暖房機器レンタル費 等
 - ・ **体育館の条件整備にかかる経費：ピアノ移動・調律費、暗幕設置費用 等**
 - ・ 文化施設を利用する場合の会場借損料及び付帯設備費用

- ・ 上記の表に記載のない経費についての計上の可否は、事前に事務局へ御相談ください。
- ・ 上記表内の経費等を応募時に記載され、採択された場合でも、計上が認められない経費に該当していれば、採択後から精算までの間の判明した時点で取下げとなりますので、御了承ください。

【3】旅費基準表

下記は参考です。詳細は、採択後に掲出する「実施の手引き(制作団体用)」を確認してください。
 ※令和8年度より旅費基準が変更されているので御注意ください。

旅費項目		金額(税込)、基準	備考
宿泊料 (1夜当たり)		別表 I 参照	交通費や航空運賃を支払う場合であって、宿泊することが必要な場合(前泊しないと用務に間に合わない場合、用務後帰宅することができない場合等)にのみ計上可能です。 宿泊費は用務地における宿泊費の水準等を勘案した上で、別表 I (32ページ)の宿泊費基準額を上限とした実費とします。
宿泊手当		2,400円	宿泊料に、食事代が含まれている場合、朝食・昼食・夕食にかかわらず 1食あたり800円 を減額します。
鉄道料金	急行料金 座席指定料金	実費 往復割引乗車券が利用可能な場合は、できるだけ利用すること	
航空運賃		実費 航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	
タクシー利用料金		実費	※ 原則としてタクシーの利用料金は計上が認められません。
レンタカー代		実費	・対象となる経費：ガソリン代、駐車場代、運転手当(1,300円/時間) ※ 精算時に領収書等の証憑書類の提出が必要です。 ・対象とならない経費：任意加入の保険料等
車賃 (自家用車)		1km当たり 18円(ガソリン代)	被派遣者個人の所有する自家用車を使用する場合のみ計上が認められます。全路程を通算し、1km未満の端数は切り捨てます。 ・対象とならない経費：駐車場代、運転手当
有料道路利用料金		実費 有料道路の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	※ 精算時に領収書やETC利用証明書等の証憑書類の提出が必要です。

【3】旅費基準表

旅費項目		金額(税込)、基準	備考
団体車両 使用料	バス(乗用)：定員で分類		芸術団体の所有する車両を使用する場合のみ認めるものとします。 ● 団体所有車両として認められる車両は下記のとおりです。採択後に [] の書類を提出してください。 ◆ 自動車検査証の名義が団体名又は団体代表者名 [自動車検査証のコピー] ◆ 団員の個人名義であっても団体が車両経費(車検料、保険料等)を負担している場合 [自動車検査証のコピー、団体の経費負担が確認できる書類] ◆ 団体がリースしている車両 [自動車検査証のコピー、リース契約書のコピー] ・対象となる経費：ガソリン代、駐車場代、運転手当(1,300円/時間) ※ 精算時に領収書等の証憑書類の提出が必要です。 ・対象とならない経費：任意加入の保険料等
	11～20名	1日当たり13,000円	
	21名以上	1日当たり23,000円	
	トラック(貨物)：最大積載量で分類		
	1t以下	1日当たり4,000円	
	1t超～4t未満	1日当たり7,000円	
	4t以上	1日当たり16,000円	
	その他		
一律	1日当たり4,000円		

(「令和7年度国家公務員等の旅費に関する法律」行政職俸給表(一)の4級相当より抜粋)

<留意事項>

- ① 私事のための旅行と連続している場合、私事に関わる旅費は事業外経費となりますのでお支払できません。
- ② 航空機を利用する場合は、事業終了後に「領収書」及び「搭乗証明書又は搭乗案内※」の提出が必要となります。
 ※「搭乗案内」とは、搭乗口を通過される際に発行される「行先」「便名」「座席番号」が記載された小さい用紙のことです。
- ③ 特急・急行列車を利用する場合は、事業終了後に「領収書」の提出が必要となります。
- ④ 有料道路を利用する場合は、事業終了後に「領収書」又は「ETC利用証明書」の提出が必要となります。
- ⑤ 航空機を利用する場合は原則として、割引航空券又はパック商品(宿泊を伴う場合)を利用するものとします。
- ⑥ 宿泊費について、実費又は「旅費基準表」の金額のいずれか低い方が上限となります。
 また、事業終了後に「領収書」の提出が必要となります。
- ⑦ グリーン車やクラスJ等のグレードアップ分はお支払できません。

【4】 <別表 I> 宿泊費基準額表

【宿泊基準額】

(単位：円)

区分	宿泊基準額	区分	宿泊基準額	区分	宿泊基準額
北海道	13,000	石川県	9,000	岡山県	10,000
青森県	11,000	福井県	10,000	広島県	13,000
岩手県	9,000	山梨県	12,000	山口県	8,000
宮城県	10,000	長野県	11,000	徳島県	10,000
秋田県	11,000	岐阜県	13,000	香川県	15,000
山形県	10,000	静岡県	9,000	愛媛県	10,000
福島県	8,000	愛知県	11,000	高知県	11,000
茨城県	11,000	三重県	9,000	福岡県	18,000
栃木県	10,000	滋賀県	11,000	佐賀県	11,000
群馬県	10,000	京都府	19,000	長崎県	11,000
埼玉県	19,000	大阪府	13,000	熊本県	14,000
千葉県	17,000	兵庫県	12,000	大分県	11,000
東京都	19,000	奈良県	11,000	宮崎県	12,000
神奈川県	16,000	和歌山県	11,000	鹿児島県	12,000
新潟県	16,000	鳥取県	8,000	沖縄県	11,000
富山県	11,000	島根県	9,000		

【宿泊費の支払い例】

例1)

宿泊地域：東京都 1泊 22,000 円であった

⇒上限額を超えた 3,000 円は自己負担いただき、19,000 円をお支払い

例2)

宿泊地域：大阪府 1泊 13,000 円であった ⇒ 実費をお支払い

例3)

宿泊地域：沖縄県 1泊 15,000 円(朝食・夕食付)であった

⇒上限額を超えた4,000円(15,000-11,000)を自己負担いただき、11,000円をお支払い

⇒この場合の宿泊手当は、800円(2,400-800×2(朝食・夕食分))

5. 出演希望調書(記入例)

様式	様式概要	実演芸術※		メディア芸術		記入例 ページ
		一般区分	特別エリア 区分	一般区分	特別エリア 区分	
No. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・応募概要 ・文化芸術団体の概要 ・制作団体の実績 ・参考資料 	○	○	○	○	34~35
No. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・本公演の内容 	○	○	-	-	36~38
No. 3 -①	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの内容 	○	○	-	-	39
No. 3 -②	<ul style="list-style-type: none"> ・【メディア芸術用】公演・ワークショップの内容 	-	-	○	○	40~43
No. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・公演実施要件 	○	○	○	○	44~46
No. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業への応募理由 	○	○	○	○	47
No. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・特別エリア区分で事業を実施するに当たっての工夫 	-	○	-	○	48
No. 7 -①	<ul style="list-style-type: none"> ・費用明細 	○	○	-	-	49~50
No. 7 -②	<ul style="list-style-type: none"> ・【メディア芸術用】費用明細 	-	-	○	○	51~52
No. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回地域について ・実施体制について ・組織運営等に関する自己申告書 	○	○	○	○	53~55

※実演芸術とは、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能のことを指します。

「出演希望調書No. 1～5 (特別エリア区分はNo. 6)」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

一般区分・特別エリア区分共通
No.1(共通)

令和8年度舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)出演希望調書(共通)

別添

別添の作成がある場合は、プルダウンより「あり」を選択してください。

応募概要

分野	伝統芸能	種目	歌舞伎・能楽
応募区分	一般区分		
複数応募の有無	有	応募総企画数	2企画
複数の企画が採択された場合の実施体制 ※	複数の企画を実施可能	優先順位	1

特別エリア区分に応募する場合は出演希望調書No. 6の作成も必要です。また、実演芸術とメディア芸術では一部項目が異なる様式があります。

併願や複数企画の応募については14ページを参照してください。

※ 複数応募の有無で【無】を選択された場合は、未記入で構いません(グレーアウトされます)。

文化芸術団体の概要

ふりがな	こうえきざいだんほうじん まるまるかい		
制作団体名	公益財団法人 ○○会		
代表者職・氏名	○山 ○一郎	団体ウェブサイトURL https://www.***marumaru.com/	
制作団体所在地	〒 ***-****	最寄駅(バス停)	○○会館前
	○○県○○市○○1-2-3		
制作団体と公演団体が同一である場合はこちらにチェック	<input type="checkbox"/> ※チェックをつけた場合、下記公演団体の情報は記載不要です		
ふりがな	まるまるかい		
公演団体名	○○会		
代表者職・氏名	○山 ○一郎	団体ウェブサイトURL https://www.***marumaru.com/2	
公演団体所在地	〒 ***-****	最寄駅(バス停)	○○会館前
	○○県○○市○○1-2-3		
制作団体 設立年月	昭和26年 1月		
制作団体組織	役員	団体構成員及び加入条件等	
	会長 ○○○○ 専務理事 ○○○○ 常務理事 ○○○○	役員10名(常勤5名/非常勤5名) 監査役2名 事務局員4名(常勤2名/非常勤2名) 正会員(所属能楽師)30名 賛助会員○○名	
事務体制 事務(制作)専任担当の有無	事務(制作)専任の担当者を置く	本事業担当者名	△川 △子
経理処理等の 監査担当の有無	有	経理担当者	△海 △太
本応募にかかる連絡先	メールアドレス		電話番号
	marumaru20★@****.com		*****

事務方専任のスタッフの在籍の有無を回答してください。

応募書類に関する確認連絡や採否結果の通知はこの連絡先へお知らせします。

「出演希望調書No. 1～5 (特別エリア区分はNo. 6)」は事業専用ウェブサイトにそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

(出演希望調書No.1 続き)

制作団体の実績	制作団体沿革・主な受賞歴	<p>【公益財団法人 ○○会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和26年1月 ○山○介を中心に○○会を発足。以降、○○地域の能楽の普及活動を行う ・○○連盟に加盟 ・昭和35年定期公演開始 ・○○寺 千年祭にて○○公演 ・平成10年 ○○シンポジウム関連企画により世界6都市で○○を公演 ・平成10年 1月 NPO法人格を取得 NPO法人○○会に名称変更 ・平成11年 ○○Foundation ○○支援プログラムに選出(5年間継続) <p>・令和元年 法人格変更 公益財団法人○○会</p> <p>・令和4年度(第77回)文化庁芸術祭の演劇部門○○参加公演の部、文部科学大臣賞の○○賞を受賞 ※受賞対象:令和4年○月○日(○)に○○ホールにて、○○演出による○○</p>
	学校等における公演実績	<p>※文化庁(現:子供育成推進事業、子供のための文化芸術体験創出事業、支援事業、再興事業)以外での公演実績を記入してください。</p> <p>昭和○年より学校公演実績あり 累計 約400公演</p> <p>(直近)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○○年度 「演目」 全国12か所 (自主公演) ○○年度 「演目」 ○○県内4公演 (伝統芸能普及○○事業) ○○年度 「演目」 全国12か所 (自主公演)「□□」演目 ○公演 ○○年度 「演目」 ○○県内8公演 (伝統芸能普及○○事業) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">学校公演実績があることを推奨します。</div>
	特別支援学校等における公演実績	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和○年より○○県内の支援学校(○○支援学校、○○支援学校)と隔年の交流教室を行ってきました。 本取り組みは、3日間のワークショップ形式で行い…… ・平成○年度より、○○豊学校での公演をきっかけに…… ・○○年 「演目」 ○○支援学校 ・○○年 「演目」 ○○スクール ・○○年 「演目」 ○○養護学校 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">審査及び実施校募集時に参考とする場合がございます。できる限り簡潔な内容としてください。また動画以外の資料のアップロードは認めません。</div>

参考資料	申請する演目のWEB公開資料	有			
	※公開資料有の場合URL	https://www.*****.****.html			
	※閲覧に権限が必要な場合のID及びパスワード	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ID:</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>PW:</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> </table>	ID:	なし	PW:
ID:	なし				
PW:	なし				

「出演希望調書No.1～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

- No.1～6のシートは、学校が応募する際の参考資料として公開しますので、学校側にとっても分かりやすい表現となるよう御留意ください。
- No.2は、A4判3枚以内に収まるように作成してください。

別添の作成がある場合は、プルダウンより「あり」を御選択ください。

一般区分・特別エリア区分共通
No.2(実演芸術)

別添	なし			
	【公演団体名 ○○会】			
対象	小学生(低学年)	○	小学生(中学年)	○
	小学生(高学年)	○	中学生	○
① 企画名	こんにちは「能楽」～伝統芸能ってカッコいい！～			
② 企画のねらい	自らの体験を通して能楽を学ぶことで、この作品との出会いから参加、鑑賞をより深く豊かな経験にすることを目的とします。児童・生徒同士、出演者と協力して一緒に舞台を作り上げることで、共演者として一体感が生まれ、お互いのコミュニケーション能力を高めていくことへ繋がります。さらにこの作品への参加体験から他の能楽作品への主体的な鑑賞活動や児童・生徒のキャリア形成への一歩へ繋がるよう、作品を取り囲むすべての事柄について幅広く深い学びとなることを目標としています。また……………			
③ 演目概要・演目選択理由	■狂言「○○」 ***** ~ ■能「○○」 ***** ~			
④ 児童・生徒の参加または体験の形態	・ワークショップでは参加者全員で、能「○○」の謡と舞、手拍子で大鼓・小鼓の演奏技法を体験します。代表の児童・生徒には能面・装束を体験いただきます。 ・本公演では鑑賞者全員で狂言「○○」の1シーンの体験をします。能「○○」の見どころを仕舞で上演する際、地謡として共演いただけます。			
児童・生徒の参加可能人数	本公演	参加・体験人数目安	500名	
		鑑賞人数目安	500名	

- 「企画名」は採否通知の際や、学校募集を行う場合のインデックスとして使用しますので、複数の企画において同一の名称とならないよう工夫してください。また、「企画名」については、受付簿等に転記しますので、転記画像貼り付けではなく、必ず入力してください。
 - 「企画のねらい」は、この企画を通して児童・生徒へ伝えたいことやこの先の児童・生徒にとってどのような学びや経験等の結果をもたらすのか等について、また、その際、本企画の実施による具体的な教育効果についても記入してください。
 - 「演目概要・演目選択理由」は、作品をどのようにとらえ、この作品を通して児童・生徒へ伝えたいことは何か、なぜ本演目を選択したかについて記入してください。
初演又は実績のないプログラムについては応募できません。
 - 「児童・生徒の参加又は体験の形態」については、本公演・ワークショップでの参加・体験の形態、またワークショップから本公演への発展性等を含め記載する他、実施分野・種目による様々な形態に応じ工夫されている点をより具体的に記載してください。
- ③④の記載に当たって、対象(小学生(低学年～中学年～高学年)、中学生)に応じた工夫がある場合、当該内容を対象ごとに具体的に記載してください。

「出演希望調書No. 1～5(特別エリア区分はNo. 6)」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

(出演希望調書No. 2 続き)

本公演・ワークショップの内容	<p>本公演演目</p> <p>原作/作曲 脚本</p> <p>演出/振付</p>	<p>狂言「〇〇」 半能「〇〇」</p> <p>【プログラム構成】</p> <p>1.挨拶<5分></p> <p>2.狂言「〇〇」鑑賞ガイド(登場人物やあらすじ等を紹介)<5分></p> <p>3.狂言「〇〇」上演<10分></p> <p>4.共演「〇〇」の1シーンを鑑賞の児童・生徒全員で体験<10分>(休憩)</p> <p>5.半能「〇〇」鑑賞ガイド(登場人物やあらすじ等を紹介)<10分></p> <p>6.「〇〇」の話の練習→仕舞「〇〇」(地謡として鑑賞の児童・生徒全員と共演)<15分></p> <p>7.半能「〇〇」鑑賞<25分></p> <p>8.感想発表・質問コーナー<10分></p> <p>※団体の移動スケジュールと学校スケジュール、双方の時間の都合がつけば、クラスごとに衣装や舞台等近くで鑑賞する時間を設けます(衣装については、直接触っていただくことも可能です。)</p>	⑤																
	<p>出演者</p>	<p>○シテ方</p> <p>○山×男※、△△ △△※、△△ △△※、△△ △△※、～他当会所属メンバーより 計10名 (内シテ・ツレ 2名、地謡 6名、後見 2名)</p> <p>○ワキ方</p> <p>△△ △△※、△△ △△※、～他〇〇会所属メンバーより 計 3名</p> <p>○狂言方</p> <p>△△ △△※(交渉中)、△△ △△、～他〇〇協会所属メンバーより 計 3名</p> <p>○囃子方</p> <p>△△ △△※、△△ △△(予定)、～ 計 4名</p> <p>※印のメンバーは重要無形文化財総合指定保持者</p>	⑥																
	<p>演目の芸術上の中核となる者(メインキャスト、メインスタッフ、指揮者、芸術監督等)の個人略歴 ※3名程度 ※3行程度/名</p>	<p>・○山×男:シテ方 昭和60年、〇歳にして初舞台を踏み、〇歳「〇〇」にて初シテ。「〇〇」「〇〇」「〇〇」を披く。平成13年東京〇〇大学在学中に、〇〇賞を受賞するなど多くの受賞経験あり。現在も国内外多数の公演に出演しつつ、東京〇〇大学邦楽科にて、講師として指導にも携わる。</p> <p>・△△ △△:ワキ方 国立能楽堂第●期能楽(三役)研修終了、平成3年「〇〇」にて初舞台……</p> <p>・△△ △△:昭和45年、〇歳の時に「〇〇」にて初舞台。国内外で多数の狂言・能公演に参加し、普及に取り組む一方、現代劇や映画・テレビドラマの主演、舞台……(交渉中)</p>	⑦																
	<p>本公演 従事予定者数 (1公演あたり) ※ドライバー等訪問する業者人数含む</p>	<table border="1"> <tr> <td>出演者:</td> <td>20</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>スタッフ:</td> <td>4</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>合計:</td> <td>24</td> <td>名</td> </tr> </table>	出演者:	20	名	スタッフ:	4	名	合計:	24	名	⑧							
	出演者:	20	名																
スタッフ:	4	名																	
合計:	24	名																	
<p>本公演 会場設営の所要時間 (タイムスケジュール)の目安</p>	<table border="1"> <tr> <td>前日仕込</td> <td>無</td> <td>前日仕込所要時間</td> <td></td> <td>時間程度</td> </tr> <tr> <td>到着</td> <td>仕込</td> <td>上演</td> <td>内休憩</td> <td>撤去</td> <td>退出</td> </tr> <tr> <td>8時</td> <td>9時～11時</td> <td>13時～14時30分</td> <td>15分</td> <td>14時30分～16時</td> <td>16時</td> </tr> </table> <p>※本公演時間の目安は、概ね2時限分程度です。</p>	前日仕込	無	前日仕込所要時間		時間程度	到着	仕込	上演	内休憩	撤去	退出	8時	9時～11時	13時～14時30分	15分	14時30分～16時	16時	
前日仕込	無	前日仕込所要時間		時間程度															
到着	仕込	上演	内休憩	撤去	退出														
8時	9時～11時	13時～14時30分	15分	14時30分～16時	16時														

- ⑤ 「本公演演目」は曲目、演目等の概要を必ず入力してください。例年、別添資料のみに曲目や演目等を入力している応募資料が散見されています。
- ⑥ 「出演者」は、本企画に出演する主たる出演者について氏名を記載してください(出演しない団体構成員等についての記載は不要です)。メンバー表を別添様式にて添付する場合は、調書欄外上部のプルダウンより「あり」を選択してください。また、別添様式においても必ずリンク先のプルダウンより該当の調書No. 1～7のいずれかを選択してください。
- ⑦ 「演目の芸術上の中核となる者の個人略歴」は、未確定の箇所については、その状況を明確に記入してください(例：交渉中、予定等)。
- ⑧ 「本公演従事予定者数」は、出演者の人数と従事予定人数並びに費用明細の整合性が取れているか、提出前に今一度確認してください。

「出演希望調書No.1～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

(出演希望調書No.2 続き)

本公演・ワークショップの内容

公演に係るビジュアルイメージ(舞台の規模や演出がわかる写真)

※会場条件について最低限必要な条件がある場合には、様式No.4内「会場簡易図面」を記載し



(図1) 体育館フロアに舞台を設置した状態。
体育館が狭い場合は、体育館を横方向に設置する場合があります。
舞台設置に必要な面積 約〇m²×〇m



(図2) 体育館舞台上を使用する場合。
フロア専有面積 約〇m²×〇m



(図3) 「〇〇」上演の様子

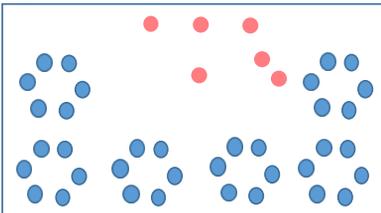
著作権、上演権等の許諾状況	各種上演権、使用权等の許諾手続の要否	該当あり		該当コンテンツ名	鑑賞ガイド時に使用するスライドのイラスト、解説
	該当事項がある場合	権利者名	イラスト:〇〇 解説:〇〇 〇〇	許諾確認状況	使用(上演)許諾取付済

※A4判3枚以内に収まるように作成してください。

「出演希望調書No.1～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

No.3-①は、A4判3枚以内に収まるように作成してください。

一般区分・特別エリア区分共通 No.3-①(実演芸術)			
別添	あり		
【公演団体名 ○○会】			
ワークショップのねらい	児童・生徒にとって初めて出会うであろう能楽が「難しい」といったイメージにならないよう、不思議がたくさん詰まった能楽の「ビジュアル」や囃子の「音色」から魅力に迫っていきます。「何か変だけど気になる!」「何か分からないけどカッコいい!」といった、児童・生徒が抱く「興味」や「関心」を大切に、能動的な学びの創出を目指します。学習の内容が徐々に、型や伝統といった一層深い学びへと深化していくことで、「知っていく楽しさ」を…… また、ワークショップで芽生えた能楽への興味をより深い学びにつなげる方法として、能楽学習コンテンツ「能楽百科http://www.*****を紹介し……		
児童・生徒の参加可能人数	ワークショップ	参加人数目安	500名
ワークショップの内容	標準:90分 ①能「△△」の装束(衣装)で登場<5分> ・体育館に集まった児童・生徒の前に地謡(コーラス)2名・囃子方3名が登場し演奏を始めます。 「△△」の装束をきたシテ(主役)が登場し能の一部のシーンを上演します。 ※児童・生徒はできるだけ図4のように座っていただきます。(会場の大きさによってスペースの問題がある場合は、学校側と相談します。)児童・生徒の中心にはあらかじめ用意した「パネル・付箋・マジック」を置いておきます。 ②地謡が進行役となり、今見た(聞いた)シーンで使用された能面・装束・楽器・ストーリーについてクイズを出していきます。児童・生徒はグループで話し合っ自由回答を予想します。 [別添:クイズの一例および進行台本抜粋] <②～③あわせて35分> ③再び「シテ方」や「囃子方」のメンバーが登場し、実演や能面(代表の児童・生徒)、能装束(代表の児童・生徒)、大鼓・小鼓(手拍子にて)の体験を交えて、答え合わせや解説をしていきます。 ※いくつかのグループの発表を交えながら進行していきます。 ④最後に、もう一度①のシーンを再演します。<5分> (休憩) ○本公演での共演に向けて 本公演の冒頭では、上演する半能「○○」のクライマックスの1シーンを、仕舞にてご覧いただけます。仕舞とは能面や装束をつけずに、紋付袴のシテの舞と地謡のみで能の一節を上演する形態です。当日は鑑賞児童全員で地謡として参加いただくため謡の練習と、本公演ではシテ方能楽師が担当する舞を体験します。<45分> ※ワークショップの最初と最後は、能のお稽古に倣って、礼に始まり礼に終わります。		
ワークショップの実施形態及び内容			
その他ワークショップに関する特記事項等	(図4) ワークショップの形態 ● 児童生徒 ● 実演者  ○○会監修の学習コンテンツ <能楽百科事典○○> http://*** <能楽堂探検コンテンツ○○> http://*** ***** ***** <作品紹介コンテンツ○○> http://***		

対象(小学生(低学年～中学年～高学年)、中学生)に応じた工夫がある場合、当該内容を対象ごとに具体的に記載してください。

※A4判3枚以内に収まるように作成してください。

「出演希望調書No. 1、3～5(特別エリア区分はNo. 6)」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

- No. 1～6のシートは、学校が応募する際の参考資料として公開しますので、学校側にとっても分かりやすい表現となるよう御留意ください。
- No. 3は、A4判6枚以内に収まるように作成してください。

別添の作成がある場合は、プルダウンより「あり」を御選択ください。

一般区分・特別エリア区分共通
No.3-②(メディア芸術)

別添		なし			
		【公演団体名 公益財団法人 ○○会】			
① ② ③ メインプログラム・ワークショップの内容	対象	小学生(低学年)	-	小学生(中学年)	○
		小学生(高学年)	○	中学生	○
	企画名	○○映画を通して学ぶ映像表現の世界			
	企画のねらい	普段鑑賞している「映画」や「映像」がどのように作られているかを、自らの体験を通して学ぶことで、この先の作品との出会いや鑑賞をより深い経験にすることを目的とします。また協働による作品づくり(特に編集作業)をとおして、互いの感性に触れ、自らを取り巻く環境においても、多様な視点や表現方法があることへの関心・理解につなげていきたいと思ひます。さらに……			
	作品(コンテンツ) 選択理由	■「○○○○」監督:○○○○ この作品は～			
児童・生徒の参加可能人数	メインプログラム	60人 (1グループ10人×6グループまで)			
	ワークショップ	1回目、2回目ともに 500人 (体育館にスクリーンを設置し、収容できる人数まで※希望があれば教室へも配信可)			

- ① 「企画名」は採否通知の際や、学校募集を行う場合のインデックスとして使用しますので、複数の企画において同一の名称とならないよう工夫してください。また、「企画名」については、受付簿等に転記しますので、転記画像貼り付けではなく、必ず入力してください。
- ② 「企画のねらい」は、この企画を通して児童・生徒へ伝えたいことやこの先の児童・生徒にとってどのような学びや経験等の結果をもたらすのか等について、また、その際、本企画の実施による具体的な教育効果についても記入してください。
- ③ 「作品選択理由」については、作品やコンテンツアプリケーションをどのようにとらえ、作品の魅力やメディア芸術の可能性を児童・生徒へどのように伝えるのか、作品を選択した理由を記入してください。
初演又は実績のないプログラムについては応募できません。

「出演希望調書No. 1、3～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

(出演希望調書No.3-② 続き)

メインプログラム・ワークショップの内容	<p>【プログラムの構成】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>ワークショップ1回 → メインプログラム</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>ワークショップ2回 → メインプログラム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ワークショップ → メインプログラム → ワークショップ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>メインプログラム → ワークショップ2回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>メインプログラム → ワークショップ1回</td> </tr> </table>		ワークショップ1回 → メインプログラム	○	ワークショップ2回 → メインプログラム		ワークショップ → メインプログラム → ワークショップ		メインプログラム → ワークショップ2回		メインプログラム → ワークショップ1回	
		ワークショップ1回 → メインプログラム										
	○	ワークショップ2回 → メインプログラム										
	ワークショップ → メインプログラム → ワークショップ											
	メインプログラム → ワークショップ2回											
	メインプログラム → ワークショップ1回											
<p>プログラム全体の流れ</p> <p>【全体の流れ】</p> <p>【ワークショップ1回目】</p> <p>◆オリエンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師紹介 ・「○○」「○○」「○○」を上映 ・メインプログラムへ向けた事前学習 <p>①体育館でグループワーク</p> <p>友達の感想、自分の感想をマップ上に・・・</p> <p>(休憩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画の「材料」を見つけよう 「光・影」「音」「色」「時間」・・・ 音響○○、照明○○、も加わり、どんな事で「画面」や「場面」が校正されているかを・・・ ・担当希望調査 <p>【メインワークショップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ発表 ・テーマ発表 ・前回振り返り ・撮影 <p>(休憩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館に集合し、編集について考える・・・ ・ ・ ・ <p>【ワークショップ2回目】鑑賞会(全校生徒・合同開校も参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6作品を試写会 ・各グループの監督と○○監督の・・・ <p>※ 詳細別添①:R4実施事例参照</p>	④											
<p>指導体制</p> <p>【メイン指導者】○○ ○○ (映画監督)</p> <p>【ワークショップ監修】○○ ○○ (○○美術館エデュケーターを経て○年より○○の中心となって活動)</p> <p>【撮影監督】○○ ○○、○○○○、○○○○から各回いずれか1名</p> <p>【音響】○○○○</p> <p>【照明】○○○○</p> <p>【児童・生徒のサポートスタッフ】</p> <p>サポートリーダー:○○ ○○</p> <p>○○ ○○、○○○○、○○ ○○○ ○○、○○○○、○○○○</p> <p>※○○の関連ワークショップで指導実績があるメンバーの中から各回6名ずつ対応</p> <p>【進行スタッフ】○○ ○○</p>	⑤											
<p>演目の芸術上の中核となる者(メインキャスト、メインスタッフ、芸術監督等)の個人略歴</p> <p>※3名程度</p> <p>※3行程度/名</p> <p>・○○ ○○(交渉中):映画監督。監督作「○○」(2000年、○○映画祭招待作品)、「××」(2006年、○○映画賞 監督賞受賞)</p>	⑥											

- ④ 「プログラム全体の流れ」の記載に当たっては、対象(小学生(低学年～中学年～高学年)、中学生)に応じた工夫がある場合、当該内容を対象ごとに具体的に記載してください。
- ⑤ 「指導体制」は、主たる出演者について氏名を記載してください。メンバー表を別添する場合は、欄内に別添があることを明記の上、別添資料にも必ず「No.2別紙メンバー表」と記載してください。
- ⑥ 「演目の芸術上の中核となる者の個人略歴」については、未確定の箇所については、その状況を明確に記入してください(例：交渉中、予定等)。

「出演希望調書No.1、3～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

(出演希望調書No.3-② 続き)

⑦

メインプログラム・ワークショップの内容	従事予定者数 (1回あたり) ※ドライバー等 訪問する業者人数含む 12名	運搬		ハイエース	
			積載量:	1	t
			車長:	4.7	m
			台数:	1	台
実施にあたっての会場条件および学校側が必要な準備等 ※条件等がある場合には、様式No.4にも記載の上、御提出をお願いします。	【ワークショップ】		【メインプログラム】		
	1回目: 会場:体育館、視聴覚室等 スクリーンで映像を鑑賞できる環境 2回目: 会場:体育館、視聴覚室等 スクリーンで映像を鑑賞できる環境 準備物:プロジェクター、スクリーン(あれば) 一部配信を希望する場合Wi-Fi等の通信環境		会場:校内 ※学校や地域の下承が得られる場合学校周辺 準備物:一部学校の中の備品や設備をそのまま使用しますので、ワークショップ時に……		
当日の所要時間 (タイムスケジュール)の目安	【ワークショップ】		【メインプログラム】		
	【1回目】8:00 学校到着 担当の先生との打ち合わせ 8:20 ワークショップ開始 ※全体の流れの①～② 9:00 休憩 9:10 WS再開 ※②～④ 10:50 終了 【2回目】 ・ ・ ・		7:45 学校到着 9:00 各チームの会場に移動 9:10 メインプログラム開始		
本公演 実施可能日数目安 ※実施可能時期については、採択決定後に確認します。(大幅な変更は認められません)	6月	7月	8月	9月	
	0日	10日	0日	15日	
	10月	11月	12月	1月	
	5日	5日	10日	0日	
	※平日の実施可能日数目安をご記載ください。			計	45日

⑦ 「従事予定者数」は、出演者の人数と従事予定人数ならびに費用明細の整合性が取れているか、提出前に今一度確認してください。

「出演希望調書No.1、3～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

(出演希望調書No.3-② 続き)

メインプログラム・ワークショップの内容

企画に係るビジュアルイメージ
(舞台の規模や演出がわかる写真)

※会場について条件がある場合には、様式No.4にて、会場図面等の提出をお願いします。

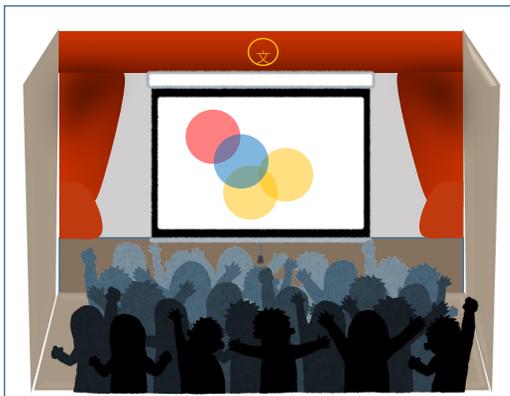


(図1) プレーンストーミングの様子



(図2) 子供たちに「編集」の作業を見てもらいながらメディアリテラシーについて考える。

(図3) 「〇〇」上演の様子



*

体育館舞台上を使用する場合。
専有面積 約〇m²×〇m

著作権、上演権利等の許諾状況	各種上演権、使用権等の許諾手続の要否	該当あり	該当コンテンツ名	「〇〇〇〇」
	該当事項がある場合	権利者名	△△△△	許諾確認状況

※A4判6枚以内に収まるように作成してください。

「出演希望調書No.1～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

一般区分・特別エリア区分共通
No.4(共通)

別添

【公演団体名 】

記載方法等

例年、実施校の状況等により公演実施要件を満たさないことに起因するトラブルが一定数生じています。※以下は、過去実際にあった例です。
 ・会場が狭く、予定していた規模の公演が実施できなかった。
 ・搬入車両が構内に入れず、搬入のための追加費用が生じてしまった。
 ・児童・生徒が時間外の練習を行うことができず、児童・生徒の体験の範囲が限定的なものとなってしまった。
 上記のように、公演実施要件を満たさない学校とのミスマッチングを防ぐため、公演実施に際して必要な条件を御記載ください。
 任意項目については、学校に伝えるべき条件がない場合には記載不要です。
 詳細な実施条件は、実施校との調整段階にて直接確認をいただくことになります。
 なお、特段条件を必要としない項目や未定の項目については「条件なし」を選択、または記入してください。

(必須) 公演実施にあたり、必要な会場条件を記載してください。

会場の設置階の制限	2F以上応相談		主幹引き込み電源容量	500 A以上	
舞台設置面積	間口	16 m	奥行	10 m	
	高さ	条件なし	m		
舞台設置場所	フロア対応	条件が合えば可	学校のステージでの対応	条件が合えば可	
搬入間口の広さ	幅	2 m	高さ	2 m	
遮光の要否	遮光要件なし		緞帳の要否	不要	
ピアノの使用について	使用しない		ピアノを使用する場合の設置位置の指定	なし	
			ピアノを使用しない場合の移動の要否	要	
搬入車両(トラック等)の横づけ	必須		トラック横づけ不可の場合の搬入対応可能距離	10 m以内	
搬入車両の種類	中型トラック		台数	2 台	
搬入車両の大きさ	車幅	2.1 m	車長	6.2 m	
備考	①には基本的な必要条件を記載していますが、一部条件を満たしていない場合(主幹引き込み電源容量の不足)でも対応可能な場合がありますので、実施校の状況に応じた対応が可能です。				

※表から数値を取得しますので、セルの結合や行の挿入・削除は行わないでください(幅や高さの調整は問題ありません)。

(任意) 学校からの提出を求める資料がある場合のみ記入してください。

会場図面の提出要否	要				
その他提出が必要な資料 (搬入間口や搬入経路の写真の提出等)	門から搬入口までの経路の写真				

- ① 「会場条件」は公演実施に当たって最低限必要な条件を御記載ください。条件を必要としない項目や現時点で未定の項目については「条件なし」とプルダウンから選択、または記入してください。
- ② 任意項目については、公演演実施に当たって必要な場合のみ御記載ください。

「出演希望調書No.1～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

(出演希望調書No.4 続き)

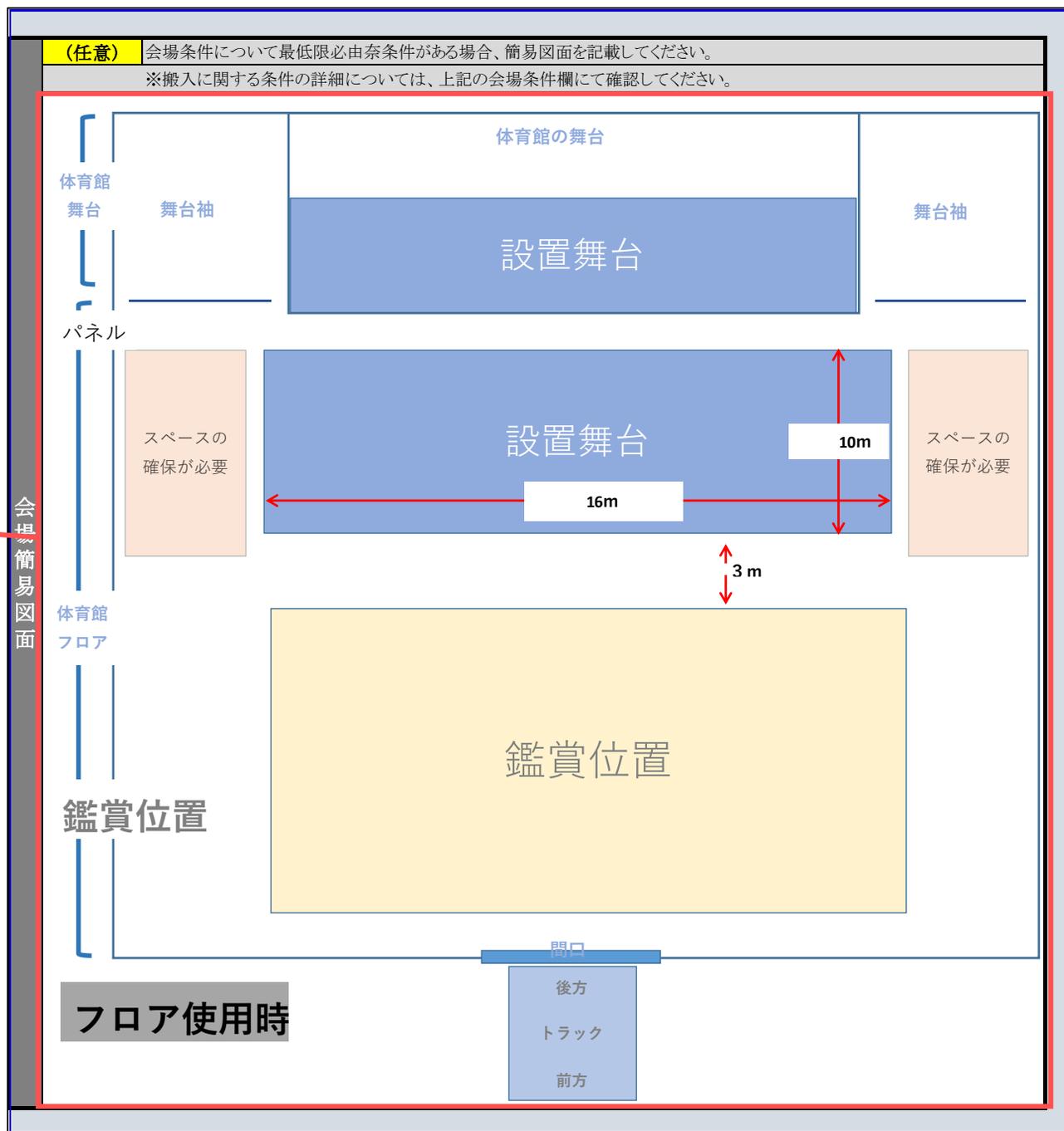
③ 時間外対応	(任意)	万が一、ワークショップや本公演のための児童・生徒の練習や製作物の作成に係る時間が、ワークショップや本公演の時間以外に別途発生する場合には、必要となる練習時間や製作時間等を必ず明示してください。				
	なお、一部の児童・生徒のみが授業を抜けてリハーサル等や練習を行う必要がある場合は、実施校とのトラブルを避ける観点からもその旨を必ず記載してください。					
	※上記の際は、対象となる児童・生徒の保護者の方への事前連絡や御了承を得る必要があるか否か等含め学校と十分に調整をしてください。なお、その際、代表以外の児童・生徒へもご配慮ください。					
		対象	所要時間(分)	時間帯	内容	備考
	ワークショップ					
	ワークショップ					
	本公演					
	本公演					
④ 個別確認事項	(任意)	上記条件や資料以外に、公演実施に当たって学校へ個別の確認が必要な事項がある場合、記載してください。				
	個別ヒアリング事項					
	1	学校周辺道路について、搬入用の大型トラック、大型バスは通行可能でしょうか？				
	2	地域によっては前日仕込みが必要な場合がありますが、御対応は可能でしょうか？				
	3					

- ③ 「時間外対応」は実施に際し、学校側との認識齟齬が発生しないよう、あらかじめ学校の御理解を必要とする時間外対応が派生する場合は、必ず記載してください。
- ④ 「個別確認事項」は確認を要する事項が過剰となる場合、学校側が応募しにくくなってしまいう可能性に留意していただきたく存じますが、一方で、実施不可となるようなトラブルを未然に防ぐため、あらかじめ学校の確認を必要とする項目につきましては、必ず記載してください。
※ 標題と一致しない内容(過去の公演実績等)の御記載はお控えください。

「出演希望調書No.1～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

(出演希望調書No.4 続き)



⑤ 「会場簡易図面」は公演実施に当たって最低限必要な条件を御記載ください。欄外にその他オブジェクトも用意していますので、必要に応じて御利用ください。

「出演希望調書No.1～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

一般区分・特別エリア区分共通 No.5(共通)	
別添	なし
【公演団体名 ○○会】	
本事業への応募理由等	<p>【本事業を通じて実現したいこと】</p> <p>平成29年度告示の小学校・中学校学習指導要領において「我が国と郷土の伝統と文化の尊重」について繰り返し述べられているように、現存する世界最古の演劇であり、ユネスコ無形文化遺産でもある能楽を通して、児童・生徒に日本の古典芸能に親しんでいただくことは、重要と考えています。</p> <p>現代において古典芸能に触れる機会は特別な環境をのぞいてあまりないと考えており、私たちはこの事業での能楽との「出会い」を、児童・生徒にとつての、「古典芸能とのファースト・コンタクト」であると受け止め事業を実施していきます。</p> <p>誰一人として取りこぼすことなく、能楽と児童・生徒一人一人の出会いを大切に責任をもって実施します……</p> <p>また、児童・生徒の豊かな感受性や素直な感想「なぜ・何・どうして」といった興味、関心に寄り添い、出発点とすることで、古典芸能の世界や能楽をより身近に感じる機会にしていきたいです……</p>
	<p>【上記の実現に向けて、実施の工夫】</p> <p>実施にあたっては、初めての能楽との出会いであることを念頭に、児童・生徒の視点に立つて、一人一人に近い距離でお互いに顔がよく見える中でワークショップや本公演を行います……</p> <p>特に、ワークショップ・本公演ともに、代表の児童・生徒のみならず全員が体験・共演に参加できるよう……</p>
	<p>【学校との連絡調整について】</p> <p>事前に御電話で実施校の校長先生、また、御担当者の先生へ御電話にて御連絡を入れ、コミュニケーションを図りながら信頼関係を築きます。</p> <p>スケジュールや必要事項については、事前連絡～ワークショップ、また、本公演～公演後のアンケートフォームの回答、また自然災害・各種感染症の流行等イレギュラーな事案についての対応方法等について網羅的な内容を記載した一覧表を実施校に提供します……</p>
	<p>【対象児童・生徒に応じた工夫や留意点について】</p> <p>事前に必ず実施校の意向を確認します。</p> <p>例えば、光や大きな音が苦手な児童・生徒への配慮や、他の児童・生徒と同じ空間での鑑賞・参加が困難な児童・生徒がいる場合には、別室においてリモートでの鑑賞・参加等、実施校毎に必要な対応を柔軟に行います……</p>
本事業を通じて実現したいこと、また当該工夫	<p>実施校の中には、本事業の実施は初めてという学校があります。ワークショップ、公演の開催に向けて、実施校とどのように意思疎通を図り、事業を効果的かつ円滑に実施するのか記入してください。</p>
本事業を通じて実現したいこと、また当該工夫	<p>対象者については、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校(小学部・中学部)、中等教育学校(前期課程)となりますので、対象者にあわせた内容とすることや、現代の児童・生徒が対象者であることについての工夫や留意点等があれば記入してください。</p>
事業を適切かつ円滑に実施するための工夫	<p>【本公演等実施後の児童・生徒への継続的な学びについて】</p> <p>○○会は19**年より本事業を含めて児童・生徒への能楽普及の取り組みを続けています。そのような中で、継続的に行っているのが、本会HP内に設置している能楽学習コンテンツの充実と質問コーナー○○の設置です。ワークショップにおいてこれらを紹介することで、ワークショップから本公演、そして本公演を鑑賞した後も、継続的な学びにつながるよう……</p>

「出演希望調書No.1～5(特別エリア区分はNo.6)」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。事務局にて修正はいたしません。

特別エリア区分に応募する場合のみ必要

		特別エリア区分のみ No.6(共通)		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">別添</td> <td>なし</td> </tr> </table>		別添	なし	
別添	なし			
		【公演団体名 ○○会】		
特別エリア区分で事業を実施するに当たっての工夫	①離島・へき地等における公演実績	○○年度「△△」演目 ○公演、「□□」演目 ○公演		
	②離島やへき地等の地理的に特殊な事情がある地域で実施する上での工夫や、当該地域、また特別エリア区分の企画に求められる要件を踏まえた上で、一般区分と同様の公演及びワークショップの質を保つための工夫	<p>【特殊な事情がある地域での実施に当たっての工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・演目○○は2人芝居だが、1人が3役を演じ分ける演出は、演劇ならではの魅力を存分に伝えることのできる作品である。舞台装置についても、学校にあるもので対応することができ、最低限の道具で公演が可能なので、様々な移動、道具運搬に対応することができる。 <p>【質を保つための工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本公演では、照明の持ち込みを行わないが、これまでの実績を踏まえ、自然光(体育館の明るさ)でも美しく見える(見やすい)よう、舞台装置や衣装の監修をしている。 		
	③特別エリア区分応募における、費用面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台セットに関して、折り畳みパネルやたためる幕等を利用し、舞台セットの質を担保しながら、1台の車両(ハイエース)に収めて移動することで、運搬費用を圧縮する工夫をしている。 ・各学校の体育館にある設備を有効利用する。 ・照明機材の持ち込みを行わず、通常の体育館の明るさで鑑賞できるよう工夫している。 		
		<p>特別エリア区分に応募する団体は、本区分の業務の内容を十分に理解した上で、実施するに当たっての工夫を詳細に記入してください。 ※一般区分と特別エリア区分については、同様の質が求められています。詳細は、4ページを確認してください。</p> <p>どうしても出演希望調書内に収まらない内容がある場合、様式内の「別添」のプルダウンより「あり」を選択し、別添があることを示してください。また、様式「別添」内にも同一の資料名を「リンク先」のプルダウンより選択して明記し、どの部分の別添であるのか示してください(例年データ名のみで別添と記載されていたり、別添の係属箇所が不明な資料が添付されている事例が見受けられます)。</p> <p>別添指定のない資料については、審査資料に添付しません。</p>		

「出演希望調書No.7」は、事業専用ウェブサイトに掲載されません。
 必要に応じて、25、28、29ページを参照してください。

一般区分、特別エリア区分共通

【公演団体名				〇〇会		】				一般区分・特別エリア区分共通	
別添				なし		No.7-①(実演芸術)					
費用明細											
項目	費目	数量		単価 (税込)	【1公演当たりの経費】		【10公演当たりの試算】		回数により増減しない費目	備考	
		数値	単位		公演回数 1回	金額	公演回数 10回	金額			
※1 出演費	シテ方	10	人	55,000	1	550,000	10	5,500,000		※〇〇出演料規定を適用	
	ワキ方	3	人	44,000	1	132,000	10	1,320,000			
	囃子方	1	式	167,200	1	167,200	10	1,672,000		※4名。出演者により単価が異なる	
	狂言方	3	人	55,000	1	165,000	10	1,650,000			
	出演費合計					1,014,200		10,142,000			
文芸費	監修料	※	1 式	110,000	-	110,000	1	110,000	○	各校の状況に合わせたアレンジ、解説等の監修を含む(監修:〇〇〇〇)	
	ワークショップ教材費	1	1 式	47,400	1	47,400	10	474,000		1セット@158円×1校300個を想定	
	スライド(コンテツフ)使用料	1	1 式	30,000	-	30,000	1	30,000	○	演目解説時(イラスト・写真の使用料を含む)	
										イラスト:△瀬△美	
										写真:〇〇協会	
文芸費合計					187,400		614,000				
音楽費	囃子方道具料	1	1 式	30,250	1	30,250	10	302,500		甲種/笛4,400円、小鼓4,950円、大鼓14,300円、太鼓8,600円	
	ワークショップ囃子方道具料	1	1 式	23,650	1	23,650	10	236,500		単価/笛4,400円、小鼓4,950円、大鼓14,300円	
	音楽費合計					53,900		539,000			
舞台費	簡易能舞台借損料	1	1 式	110,000	1	110,000	10	1,100,000			
	舞台スタッフ人件費	2	2 人	33,000	1	66,000	10	660,000		@33,000×1日	
	舞台監督人件費	1	1 人	17,000	1	17,000	10	170,000		@1公演	
	制作スタッフ費	1	1 人	11,000	1	11,000	10	110,000		舞台スタッフ兼任、@1日	
	機材レンタル費	1	1 週間	55,000	1	55,000	2	110,000		音響機材、プロジェクター他	
	道具使用料	1	1 式	39,600	1	39,600	10	396,000		〇〇会	
	装束使用料	1	1 式	88,000	1	88,000	10	880,000		〇〇会及び個人所有を含む	
	ワークショップ体験用能面	1	1 式	55,000	1	55,000	10	550,000		〇〇会及び個人所有を含む	
	ワークショップ体験用装束	1	1 式	33,000	1	33,000	10	330,000		〇〇会及び個人所有を含む	
ワークショップ用毛氈借損料	1	1 式	11,000	1	11,000	10	110,000				
舞台費合計					485,600		4,416,000				
出演費～舞台費 合計					1公演	1,741,100	10公演	15,711,000		※2、4、5、6	
ワークショップ指導料	主指導者	1	1 人	35,650	1	35,650	10	356,500			
	補助者	5	5 人	10,400	1	52,000	10	520,000			
	ワークショップ 合計				1公演	87,650	10公演	876,500			
総合計					1公演	1,828,750	10公演	16,587,500			
※9、10											
項目	費目	数量		単価 (税込)	公演回数 1回	金額	想定する発生事由				
その他経費	スタッフ人件費	1	1 人	33,000		33,000	体育館が2階など会場条件を満たさない学校におけるスタッフ増員				
	熱中症対策	1	1 式			0	この日数を超えて対応をする場合に、上記基本経費以外に別途発生する費用や、学校の条件を満たされない場合に別途生じる費用を記入してください。				
	その他経費合計					33,000					
前日仕込										無	
平日に10校を巡回するために見込まれる必要日数										10日	
【作成者										△里 ○介	

一般区分、特別エリア区分共通

【記入に当たっての留意事項】

＜費用明細全体について＞

- 平日に公演することを想定し、1公演当たりの単価と10校を連続で公演する場合の想定費用を記載してください。ただし、採択した場合の公演回数・公演費用等を保証するものではありません。また、「1公演当たりの単価」は、必ずしも「10校を連続で公演する場合の想定費用」を10で除した額ではありません。
- 課税事業者・簡易課税事業者の場合、金額欄には**税込(税率10%)**の金額を記入してください。
- 欄が不足する場合は行を挿入してください。挿入をした場合、正しく算出がされているかを必ず確認してください。
- 水色の欄には計算式が設定されています。また、白抜きの入力欄の中にはプルダウンや計算式が設定されている場合がありますが、手入力することも可能です。行の挿入や計算式の設定を消去して再計算をする場合、必ず検算してください。例年、積算漏れの事例が見受けられますが、この場合も、採択後に公演費用を引き上げることは認められません。
- 申請時に費目として計上がない経費を、採択後新たに計上することはできません。派遣費(旅費、運搬費)を除き、発生する可能性がある経費については、現時点で見積等が取得できない場合も、過去の実績等から単価を想定し、費用明細に必ず金額を記載してください。
- 基本経費以外に発生する見込がある経費(注1)については「備考欄」へは記載せず、「その他経費」の欄へ必ず金額を記載してください。
(注1)10校を超える公演数の割当があった場合に別途生じる経費や実施校の決定後に会場条件を確認し一部の学校についてのみ必要となる可能性がある経費等。
例：拘束日、超過料金、電源車、暗幕等会場条件により必要となる道具、人件費

＜数量の記載について＞

- 公演回数により増減しない費目については、「公演回数により増減しない費目」の欄で「○」を選択してください。併せて、10公演当たりの試算において「1」と示してください。この場合、11回以上公演があった場合も、一定額であるものとみなします。11回目以降に割増費用等が生じる場合は、備考欄に基準を明記するか、その他経費に計上してください。
- 計上単位が「クール数」である場合、1クール当たりの基準についても備考欄へ記入してください。

【各費目についての留意事項】

＜出演費について＞

- ※1 原則として、採択後の経費の増額及び減額による他の経費への流用については認めません。

＜文芸費について＞

- ※2 演出、演出助手、舞台監督、舞台監督助手等の役務費(公演同行)を計上する場合は、舞台費に計上してください。
- ※3 特に各種権利に対して生じる使用料等については、○○使用料等と明記の上、備考欄へ対象内容、権利所有者を明記してください。

＜舞台費について＞

- ※4 可能な限り道具費(機材)使用料と人件費を分けて積算してください。
- ※5 移動・運搬に係る経費については、採択後、別途「派遣費」としてお見積りいただきます。移動、運搬に係る経費は含めずに計上してください。ただし、積み降ろし人件費等が舞台スタッフ費や運搬の手配とは別に必ず発生する場合は、役務費の計上漏れがないよう留意してください。
- ※6 特に単価を一式で計上する経費については、具体的にどんなものが含まれるのか備考欄へ簡潔に書き添えてください。

＜ワークショップ指導料について＞

- ※7 主指導者は1名のみ、補助者は5名分まで経費計上可能です。採択後の増員は原則として認められません。また、支給対象は指導時間となります。準備や片付けの時間は含みません(謝金の単価は28ページを参照してください。税込金額です)。
- ※8 出演希望調書No. 3-①内の「ワークショップ参加可能人数」を指導するに当たり必要な人数を記載してください。

＜その他経費について＞

- ※9 公演地域の指定はできません。遠方地域の割当により所定の規定に準じて単価の割増が生じる場合は、必ず「その他経費」欄へ金額を記入してください(公演費用は審査の対象となるため、採択後の増額は認められませんので御注意ください)。
- ※10 基本経費(公演費～ワークショップ費)に含まれない経費で、実施校の決定後、状況により必要となる見込の経費は、必ず「その他経費」欄へ金額を記載してください。計上の可否については審査時、費用の要否については実施校の確定後、見積確認時に判断します。

「出演希望調書No.7」は、事業専用ウェブサイトに掲載されません。
 必要に応じて、25、28、29ページを参照してください。

一般区分、特別エリア区分共通

【公演団体名		公益財団法人 ○○会]		一般区分・特別エリア区分共通		No.7-②(メディア芸術)		
別添		なし								
費用明細										
項目	費目	単価・単位		【1公演当たりの経費】		【10公演当たりの試算】		回数により増減しない費目	備考	
		数量 数値 単位	単価 (税込)	公演 回数 1回	金額	公演 回数 10回	金額			
※1	メイン指導者	1	人	11,000	1	11,000	10	110,000	※○出演料規定を適用	
メイン	撮影監督	1	人	66,000	1	66,000	10	660,000		
プログラム	音響・照明スタッフ	2	人	30,800	1	61,600	10	616,000	※4名。出演者により単価が異なる	
に係る人	サポートスタッフ	6	人	22,000	1	132,000	10	1,320,000	アシスタントエデュケーター	
件費	進行スタッフ	1	人	30,800	1	30,800	10	308,000		
出演費合計						301,400		3,014,000		
文芸費	企画監修	※	1 式	110,000	-	110,000	1	110,000	○ 各校の状況に合わせたアレンジ、解説等の監修を含む(監修:○○○○)	
	ワークショップ教材費		1 式	24,000	1	24,000	10	240,000	1セット@400円×1校60個を想定	
	上映料		1 式	550,000	-	550,000	1	550,000	○ 作品○○について(上演○箇所まで)	
	編集費		6 作品	54,000	1	324,000	10	3,240,000	子供たちの撮影した映像の編集	
	※2、3					0		0		
文芸費合計						1,008,000		4,140,000		
借損費	美術借損費	2	週間	108,000	1	216,000	2	432,000	1クール=@108,000/2週間	
	照明機材使用料	1	週間	27,000	1	27,000	4	108,000	@13,500/1週間(WS1回目)	
	映像機材使用料	1	か月	1,977,800	1	1,977,800	1	1,977,800	WS1回目・メインWS実施時期の1か月間,6setを想定(音響機材含む)	
	編集機材借損料	1	クール	150,000	1	150,000	3	450,000	メインWSでの実演用 1クール=10日	
音楽費合計						2,370,800		2,967,800	※4、5、6	
消耗品費	WS時消耗品	1	set	2,000	1	2,000	10	20,000	模造紙、付箋等	
						0		0	※7	
						0		0		
						0		0		
						0		0		
舞台費合計						2,000		20,000		
出演費~舞台費 合計						1公演 3,682,200	10公演	10,141,800		
ワークショップ指導料	主指導者	1	人	35,650	1	35,650	10	356,500		
	補助者	5	人	15,600	1	78,000	10	780,000		
	※8、9					0		0		
ワークショップ 合計						1公演 113,650	10公演	1,136,500		
総合計						1公演 3,795,850	10公演	11,278,300		
※10、11										
項目	費目	数量 数値 単位	単価 (税込)	公演 回数 1回	金額	想定する発生事由				
その他経費	上映料	1	人	55,000		55,000	実施校数や実施校の人数により規定上限を超えてしまった場合			
							この日数を超えて対応をする場合に、上記基本経費以外に別途発生する費用や、学校の条件が満たされない場合に別途生じる費用を記入してください。			
その他経費合計						55,000				
前日仕込							無			
平日に10校を巡回するために見込まれる必要日数							30日			
【作成者							△里 ○介			

一般区分、特別エリア区分共通

【記入に当たっての留意事項】

＜費用明細全体について＞

- ・ 平日に公演することを想定し、1公演当たりの単価と10校を連続で公演する場合の想定費用を記載してください。ただし、採択した場合の公演回数・公演費用等を保証するものではありません。また、「1公演当たりの単価」は、必ずしも「10校を連続で公演する場合の想定費用」を10で除した額ではありません。
- ・ 課税事業者・簡易課税事業者の場合、金額欄には税込(税率10%)の金額を記入してください。
- ・ 欄が不足する場合は行を挿入してください。挿入をした場合、正しく算出がされているかを必ず確認してください。
- ・ 水色の欄には計算式が設定されています。また、白抜きの入力欄の中にはプルダウンや計算式が設定されている場合がありますが、手入力することも可能です。行の挿入や計算式の設定を消去して再計算をする場合、必ず検算してください。例年、積算漏れの事例が見受けられますが、この場合も、採択後に公演費用を引き上げること認められません。
- ・ 申請時に費目として計上がない経費を、採択後新たに計上することはできません。派遣費(旅費、運搬費)を除き、発生する可能性がある経費については、現時点で見積等が取得できない場合も、過去の実績等から単価を想定し、費用明細に必ず金額を記載してください。
- ・ 基本経費以外に発生する見込がある経費(注1)については「備考欄」へは記載せず、「その他経費」の欄へ必ず金額を記載してください。
(注1)10校を超える公演数の割当があった場合に別途生じる経費や実施校の決定後に会場条件を確認し一部の学校についてのみ必要となる可能性がある経費等。
例：拘束日、超過料金、電源車、暗幕等会場条件により必要となる道具、人件費

＜数量の記載について＞

- ・ 公演回数により増減しない費目については、「公演回数により増減しない費目」の欄で「○」を選択してください。併せて、10公演当たりの試算において「1」と示してください。この場合、11回以上公演があった場合も、一定額であるものとみなします。11回目以降に割増費用等が生じる場合は、備考欄に基準を明記するか、その他経費に計上してください。
- ・ 計上単位が「クール数」である場合、1クール当たりの基準についても備考欄へ記入してください。

【各費目についての留意事項】

＜メインプログラムに係る人件費について＞

- ※1 原則として、採択後の経費の増額及び減額による他の経費への流用については認めません。

＜文芸費について＞

- ※2 メインプログラムやワークショップ実施における従事日以外に生じる役務費(プログラミング、コーディング、編集等の作業代)については文芸費に計上してください。ただし本件に係る制作費用(事務作業に係る役務費)は計上を認めることはできませんので留意してください。
- ※3 特に各種権利に対して生じる使用料等については、○使用料等と明記の上、備考欄へ対象内容、権利所有者を明記してください。

＜借損料について＞

- ※4 機材等の購入費用を計上することはできません。借用する場合は借損料へ計上してください。また、貸出の実績(料金表等金額の根拠)がある場合を除き、自団体の所有の使用料を計上することはできません。
- ※5 移動・運搬に係る経費については、採択後、別途「派遣費」としてお見積りいただきます。移動、運搬に係る経費は含めずに計上してください。ただし、積み降ろし人件費等が舞台スタッフ費や運搬の手配とは別に必ず発生する場合は、役務費の計上漏れがないよう留意してください。
- ※6 特に単価を一式で計上する経費については、具体的にどんなものが含まれるのか備考欄へ簡潔に書き添えてください。

＜消耗品費について＞

- ※7 本事業内で使用する数量分まで計上可能です。本件以外の目的で購入した消耗品代の計上や、大量購入したものの全数分を計上することは認められません。

＜ワークショップ指導料について＞

- ※7 主指導者は1名のみ、補助者は5名分まで経費計上可能です。採択後の増員は原則として認められません。また、支給対象は指導時間となります。準備や片付けの時間は含みません(謝金の単価は28ページを参照してください。税込金額です)。
- ※8 出演希望調書No.3-②内の「ワークショップ参加可能人数」を指導するに当たり必要な人数を記載してください。

＜その他経費について＞

- ※9 公演地域の指定はできません。遠方地域の割当により所定の規定に準じて単価の割増が生じる場合は、必ず「その他経費」欄へ金額を記入してください(公演費用は審査の対象となるため、採択後の増額は認められませんので御注意ください)。
- ※10 基本経費(出演費～ワークショップ指導料)に含まれない経費で、実施校の決定後、状況により必要となる見込の経費は、必ず「その他経費」欄へ金額を記載してください。計上の可否については審査時、費用の要否については実施校の確定後、見積確認時に判断します。

「出演希望調書No.8」は、事業専用ウェブサイトには開示されません。

一般区分、特別エリア区分共通

一般区分・特別エリア区分共通
No.8(共通)

【公演団体名 ○○会 】

巡回地域について	・巡回地域について、3か所のブロックの希望を記入してください。 ※割当後の巡回地域を変更することは認められません。 ※本事業におけるこれまでの巡回実績や評価、また、各団体の希望状況等によっては、希望されたブロック以外の地域への巡回をお願いする場合があります。 ※希望するブロック欄に漏れがあった場合は、任意のブロックに振り分けますので留意してください。		
	申請区分	一般区分	
	希望ブロック (順不同)	A	I

※全て異なるブロックを御記載ください。

実施体制について	公演団体(実演を行う団体)について記入してください。				
		年度	総収入	総支出	収支差
	財務状況 (単位:千円)	R5	10,000	12,000	▲ 2,000
		R6	13,000	12,000	1,000
	R7(見込)	15,000	12,000	3,000	

組織運営等に関する自己申告書

公演団体(実演を行う団体)の運営状況等については次のとおりです。なお、公演団体の代表者として、本申告書の内容に虚偽がないことを誓約します。

運営

1. 定款等

○定款等を適切に定めている。	はい
----------------	----

2. 意思決定機関

○団体の意思等を決定する機関(理事会等)を設置している。	はい
○理事会等を定期的で開催している。	はい
○理事会等の議事録を作成している。	はい
○事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算について理事会等の決議を経ている。	はい

3. 運営事務

○経理責任者は明確になっている。	はい
○事務の執行に当たっては、各担当者の権限と責任が明確になっている。	はい
○利益相反取引を行っていない(適切な承認手続を経たものを除く)。 ※利益相反行為とは、複数の当事者がいる場合における、一方の利益となり、かつ他方の不利益となる行為を指す。	はい

「出演希望調書No. 8」は、事業専用ウェブサイトの開示されません。

一般区分、特別エリア区分共通

財務

4. 財務諸表等

<input type="radio"/> 会計帳簿(仕訳帳・総勘定元帳等)を作成している。	はい
<input type="radio"/> 財務諸表(貸借対照表・損益計算書等)を作成している。	はい
<input type="radio"/> 財務諸表(貸借対照表・損益計算書等)を公表している。 ※本項目における「公表」とは、ウェブサイトに掲載していること、もしくは事務所に備え付け一般からの要望があれば常に閲覧することができる状態にしていることを指す。	はい

5. 監査

<input type="radio"/> 監事・監査役等による会計監査またはこれに準じた内部監査を実施している。 (「はい」の場合は当てはまるものにチェック)	はい
<input checked="" type="checkbox"/> 外部監査(監査法人、公認会計士による会計監査)	
<input type="checkbox"/> 内部監査(監事監査、監査役監査による会計監査)	
<input type="checkbox"/> 内部監査に準じた監査(経理責任者による会計監査等)	

活動環境

6. 労務管理

<input type="radio"/> 団体として出演者・スタッフ等の雇用を行っている。	はい
--	----

以下は、雇用を行っている場合のみ回答してください。

<input type="radio"/> 就業規則を明文化している。	はい
<input type="radio"/> 労働基準法に則り、雇用者の労働時間・休憩・休日等を適切に管理している。	はい
<input type="radio"/> 雇用契約書の取り交わし等、雇用者に対して書面により労働条件を明示している。 (「はい」の場合)労働条件の明示の具体的な形態(契約書、メールなど)	はい
雇用契約書	
<input type="radio"/> 雇用者に対し、規則等で出演料・稽古料等の単価を定めている。 (「はい」の場合は以下の当てはまるもの全てにチェック)	はい
<input checked="" type="checkbox"/> 出演料 <input checked="" type="checkbox"/> 稽古料 <input type="checkbox"/> その他()	
<input type="radio"/> 雇用者を社会保険(健康保険、厚生年金保険、介護保険)に加入させている。 ※加入義務を有する有給職員を雇用していない場合等については、「なし」を選択してください。	はい
<input type="radio"/> 雇用者を労働保険(労災保険、雇用保険)に加入させている。 ※加入義務を有する有給職員を雇用していない場合等については、「なし」を選択してください。	なし

①

- ① 雇用者に対し、規則等で出演料・稽古料等の単価を定めている。
※規定の定めについての確認事項のため、稽古料についての計上を可とするものではありません。

「出演希望調書No.8」は、事業専用ウェブサイトには開示されません。

一般区分、特別エリア区分共通

団体外部(フリーランス含む)との契約状況について

○取引を行う際に、事前に書面で契約書の取り交わし等を適正に行っていますか。

(「行っている」ものについて)出演料・稽古料・報酬等の条件を明示していますか。

	書面での開示	方法	その他の場合には具体的方法
事務・管理	行っている	契約書	
制作	行っている	契約書	
出演者	行っている	契約書	
スタッフ	行っている	その他	メール
その他	該当なし		

(「一部行っていない」「行っていない」の場合)その事例と理由を記入してください。

② ○外部の出演者等に対し、規則等で出演料・稽古料等の単価を定めている。
(「はい」の場合は以下の当てはまるものを全てにチェック)

出演料 稽古料 その他()

7. ハラスメント(パワーハラスメント・セクシュアルハラスメントなど)・事故への対応 (日付等も含め具体的に記載してください)
※本項目については、入力前に必ず募集要領20～21ページを御確認ください。

○ハラスメント対策を行っている。

(「はい」の場合)具体的な内容(規則作成、研修・指導の実施等)

団体のハラスメントに対する方針等を明確化するため、令和6年12月〇日付でハラスメント防止規則を策定し、団体職員だけではなく、フリーランスの出演者も含め、メールにて周知を行った。
研修については、令和7年10月〇日に実施予定である。

○ハラスメント対策に係る体制を整えている。

(「はい」の場合)具体的な内容(相談窓口の設置、担当者の配置、研修等)

令和7年1月〇日付で、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、団体職員及び外部関係者への周知を行った。
また、各チームに1名ハラスメント対応の担当者を配置しており、担当者育成のため、定期的に研修会を行っている。(直近の実施は、令和7年9月〇日10名参加)

○安全管理体制を整えている。

(「はい」の場合)具体的な内容(マニュアル作成、講習会の実施等)

令和7年4月1日付で公演中の事故等に係る安全管理に関するマニュアルを作成し、団体関係者にメール等で周知を行うとともに、令和7年5月以降、月に1度の講習会を実施しており、直近では〇月〇日に実施し、出演者・スタッフを含め30名が参加した。

- ② 外部の出演者等に対し、規則等で出演料・稽古料等の単価を定めている。
※ 規定の定めについての確認事項のため、稽古料についての計上を可とするものではありません。

「出演希望調書別添」は、記載いただいた場合のみ事業専用ウェブサイト
にそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず確認してください。
事務局にて修正はいたしません。

一般区分、特別エリア区分共通

出演希望調書内に収まらない内容がある場合のみ、本別添を記載してください。

一般区分・特別エリア区分共通	
別添 ※別添は1企画当たり3枚までとします。※文字のポイントの変更は認めません。	
リンク先	No.3-① 【公演団体名 ○○会】
項目内容	<p>【クイズの一例および進行台本抜粋】</p> <p>・クイズの内容(一例) 第1問:***** 第2問:***** 第3問:*****</p> <p>・進行台本(抜粋) ①***** ②***** ③*****</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>別添は簡潔な内容にまとめてください。 ※例年、別添資料のみに曲目や演目等を入力している応募資料が散見されてはいますが、「本公演演目」は、出演希望調書No.2内において、曲目、演目等の概要を必ず入力してください。</p> </div>

別添がある場合、該当する様式内の「別添」のプルダウンより「あり」を選択し、様式「別添」内の「リンク先」のプルダウンより同一の資料名を選択してください。

6. Q&A

【企画内容・経費等について】

Q1. 舞台上での児童・生徒の出演、共演は必須でしょうか？

A1. 舞台上での児童・生徒の出演、共演を必須要件とはしていません。
ただし、公演・メインプログラムの実施については、[2ページ](#)の事業概要内でも示しており、「児童・生徒も公演に出演するなど、参加型の公演を行っており、学校と団体で『一度きりの公演』をつくります」としており、この部分が本事業の大きな特色でもあり、体験型の鑑賞、また児童・生徒への体験の提供という点は、特に重視しています。

Q2. 特別エリア区分応募の場合、ワークショップと本公演又はメインプログラムは同日内を推奨していますが、必ず同日でないといけないのでしょうか？

A2. ワークショップと本公演又はメインプログラムの同日開催は工夫の一例です。応募に当たっての必須要件ではございません。

Q3. 土日には、団体の他の公演を入れてもよいのでしょうか？

A3. 学校巡回公演の空き日にその地域で別の公演を入れることは、不可としていません(ただし、別公演に係る費用は本事業とは切り分けて考える必要がありますので留意してください)。

Q4. 応募する企画の対象は、小学生の低学年から中学生までとなりますが、共演・参加の一部については対象に応じた工夫をしたいと考えています。1企画の中で、対象の児童・生徒に応じた工夫を行ってもよいのでしょうか？

A4. 演奏曲目の一部を対象により変更可能にすることや、小学校と中学校で共演・参加の内容を変更するなど、1企画の中で対象(小学生(低学年～中学年～高学年)、中学生)に応じた工夫を行うことは、児童・生徒の発達段階に応じたより良い企画の提供の実現に繋がりますので、工夫がある場合は出演希望調書において具体的に記載してください。

※令和7年度の採択企画においても、対象となる児童・生徒に応じた工夫を行っている企画がございますので参考にしてください。

https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r7/junkai_program.html

Q5. 私たちは実演芸術の団体ですが、仕込は午前中に実施しなければならないのでしょうか？

A5. 過年度、実演芸術団体の場合は午前中の仕込を想定いただきましたが、仕込みについては、学校と御相談の上、学校に負担が掛からないスケジュールとなるよう実施をしてください。

Q6. 事務費用(日程調整等)は計上可能ですか？

A6. 事務費用は計上が認められません。対象経費については[28ページ](#)を確認してください。

【応募・採択について①】

Q7. 出演希望調書の再送(再提出)を行ってもよいですか？

A7. 原則、受付後の再送(再提出)は認められません。提出前に記載内容・提出物を必ず確認してください。

Q8. 最大何企画まで応募できますか？

A8. いずれの分野においても一般区分2企画、特別エリア区分2企画、最大4企画まで応募可能です。詳細は[14ページ](#)を確認してください。

Q9. 最大何企画まで採択されますか？

A9. 原則として1団体当たり、各区分につき1企画までとします。詳細は[14ページ](#)を確認してください。

Q10. 以前応募した際の出演希望調書を使用してもよいですか？

A10. 御記載いただく内容は募集年度ごとに見直していますので、今年度の出演希望調書様式を御使用ください。使用様式が異なり、令和8年度の応募に当たり必要な事項が記載されていない場合、審査に影響する場合がございます。

Q11. 例年どのような団体が応募していますか？

A11. 事業専用ウェブサイトにて令和7年度の実施団体が掲載されていますので御覧ください。

Q12. 応募可能な団体であるかわからないがどうしたらよいですか？

A12. 募集対象団体の要件については[14ページ](#)の「【1】応募主体(制作団体)が満たすべき要件について」を確認してください。

Q13. 公演演目の動画資料は全編必要ですか？

A13. 動画資料については、全編ではなく簡潔な内容としてください。また動画以外の資料のアップロードは認めません。

【応募・採択について②】

Q14. 提出したデータの最新版が分からなくなっていました。提出したデータを教えてもらうことは可能でしょうか？

A14. 原則、受付データの照会はいりません。提出したデータは団体側で管理をしてください。また、提出に当たっては、必ず印刷の上、文字切れや図表のずれ、印刷範囲の指定漏れ等がないか確認して、紙媒体でも保管してください(事務局においてデータの調整・修正等はいいたしません)。

Q15. 従来の内容を基本とした企画(甲企画)とこれまで本事業では実施していない企画(乙企画)を応募したいのですが、私たちの団体としては、児童・生徒へ向けて新たな乙企画の実施をより希望しています。

複数企画を応募する場合、参考までに団体希望を示すことはできるのでしょうか？

A15. 応募調書No.1内の「優先順位」において、団体希望を示してください。ただし、審査については当該希望を前提に行うものではありませんので、必ずしも希望通りとなるわけではありません。あくまでも複数企画を応募いただいた場合の参考情報としての取扱いとなりますので十分御留意ください。

Q16. 令和7年度までは、A区分、C区分の募集でしたが、企画区分が変更になったのでしょうか？

A16. 令和7年度をもちましてB区分が終了となることから、令和8年度募集より、A区分は一般区分、C区分は特別エリア区分と名称変更しました。なお、各企画区分の趣旨・目的等詳細については、[4ページ](#)を確認してください。

また、特別エリア区分への応募に当たっては、地理的条件および学校設備条件が不利な学校に対しても当該地理的・設備的制約に対応し、かつ効率的に公演を実施できるよう工夫をした上で、一般区分と同様の高い質が求められますので、当該区分が設置された趣旨・目的を十分理解した上での応募をお願いします。

【その他】

Q17. プログラムについては、学校において印刷・配布いただくものであったかと思いますが、印刷物での配布以外にデータでの配信、また児童・生徒以外(保護者等)への提供が可能か連絡受けました。どのように回答すればよいのでしょうか？

A17. プログラムは、実施校において本公演等の前までに必ず児童・生徒へ配布・配信いただくこととしますが、印刷物、児童・生徒用のタブレットへの配信等、当該方法は各実施校においてより良い方法を選択いただいで構いません。

※プログラムの印刷は原則実施校側へお願いすることとなりますので、写真等を掲載する場合は、実施校において白黒印刷することも考慮してください。

※団体の企画によって、プログラムに歌唱する歌の歌詞が記載されている場合等、本公演中の持ち込みが必須となる際は、団体から実施校に依頼をしてください。

また、本プログラムは、児童・生徒の事前学習での利用、学校の掲示板へ貼っていただくこと、本公演中に映像で映し出すことや拡大印刷し掲示いただくこと、本公演当日の児童・生徒以外の鑑賞者(保護者等)への配布等含め様々に御活用いただくことを想定していますので、積極的に御利用いただきたい旨、実施校へ伝えてください。

※プログラムについては、[6](#)・[8](#)・[9](#)・[24](#)・[28ページ](#)を確認してください。

Q18. 公演を行いたい学校があるのですが、公演対象の学校は団体側で自由に決められるのでしょうか？

A18. 団体側で自由に決めることはできません。

割当てられたブロック内で公演を希望する学校の中から、団体と学校で条件等確認の上で、条件の合う学校を公演対象とすることになります。

なお、実施校の採択においては、学校巡回公演において直近2年間採択実績のない学校が優先されます。